

令和4年12月15日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
建設生産・管理システム部会(令和4年度第1回)

資料1

「国土交通省直轄工事における 総合評価落札方式の運用ガイドライン」 の改正方針について

【論点①】

各種試行に関するPDCAサイクルの明確化

【論点②】

各種試行の評価・分析と位置づけについて

【報告】

前回ガイドライン改正事項の取組

「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」
(以下、本省ガイドライン)について、大きく以下の3つ観点から改正を行いたい。

【論点①】各種試行に関するPDCAサイクルの構築

- 各地方整備局等において、品確法の理念に基づく担い手の確保等を主な目的として、多様な試行を行っているところ。
- 効果が検証された試行の全国展開や、効果が認められない試行についての改善等、PDCAサイクルを実行ことを制度として位置付ける。

【論点②】各種試行の評価・分析と位置づけについて

- 論点①で定義したPDCAサイクル上において、各地方整備局の各種試行の評価と、位置づけの案を議論。

【報告】前回ガイドライン改正事項の取組

- 前回(H28)の本省ガイドライン改正以降、情勢の変化等に応じた各種政策の推進を目的として全国的に実施している取り組み等について、本省ガイドラインに明確化。

【参考】各種ガイドライン

本省ガイドライン

公共工事の入札契約方式の
適用に関するガイドライン(R4.3最終改正)

災害復旧における入札契約
方式の適用ガイドライン
(R3.5最終改正)

国土交通省直轄工事に
おける総合評価方式の
適用ガイドライン
(H28.4最終改正)

国土交通省直轄工事における
技術提案・交渉方式の
運用ガイドライン
(R2.1策定)

地整等
ガイドライン

【例】
関東地方整備局における
総合評価落札方式の適用
ガイドライン
等

総合評価落札方式における
試行等の参考となる
ガイドライン 等

【論点①】

各種試行に関するPDCAサイクルの明確化

【観点①】各種試行に関するPDCAサイクルの位置づけ

【現状】

- 本省ガイドラインにおいて、一部の試行形式について「総合評価方式の試行」の記載があり、各地方整備局等において実施している。
- このほか、各地方整備局等（以下、地整等）において、担い手の確保等を目的として各種の試行を実施。
- 令和3年度の本部会において、全国的な試行、地整における試行等の類型化を行い、その効果等を確認・検証いただいたところ。



【ご議論いただきたいポイント】

- 全国試行、地整等試行について、その目的に応じた効果を発揮できているか、不断の検証を行い評価形式の改善につなげることが必要ではないか。
- 一部地整等の試行として効果が認められたものについては、全国に展開する仕組み・ルールが必要ではないか。

- 多様な評価方法（試行）の整理・検証にあたり、ある程度の実績がある下記8類型の試行を分析対象とした。
- 主に、①試行の目的を果たしているか、②品質が確保されているかの観点で実施結果を分析。
- 分析にあたっては、参加者数やその属性、成績評定等のデータによる定量分析に加え、実施した発注者・受注者の現場の声をとりまとめたアンケート分析を実施。

地域における社会資本を支える
企業を確保する方式

技術者や技能者
など新たな担い
手の登用を促す
方式

元請企業を評価

下請企業を評価

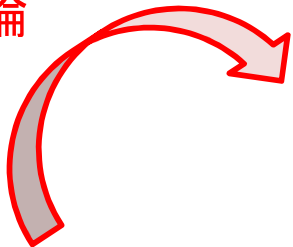
①チャレンジ型	<u>受注企業の固定化防止や新規参入の促進</u> を目的として、総合評価落札方式において <u>企業・技術者評価の影響を緩和</u> し、実績のない(少ない)優良な企業による入札参入を促す方式。
②自治体実績評価型	<u>地域建設業の担い手を確保</u> するため、総合評価落札方式において <u>企業・技術者評価の評価対象を都道府県・政令市等に拡大</u> する方式。
③地域防災担い手確保型	地域防災の担い手である <u>地域施工業者の参入機会促進</u> 等を目的として、総合評価落札方式において <u>防災に関わる取り組み体制や活動実績</u> 、災害に使用できる <u>建設機械の保有状況</u> 等の評価を拡大する方式。
④企業能力評価型	<u>不調不落の防止、発注事務負担軽減</u> 等を目的として、受発注者双方の事務負担が大きくなる <u>技術者の能力等に係る評価を省略</u> し企業の能力等のみで評価する方式。
⑤地元企業活用審査型	地域に精通し <u>地域経済への貢献度の高い地元企業の育成</u> を目的として、総合評価落札方式において工事における <u>地元下請企業や地元資材会社の活用状況</u> を評価する方式。
⑥特定専門工事審査型	<u>難易度が高い専門工事等の円滑かつ確実な施工</u> を目的として、総合評価落札方式において <u>工事实績のある専門工事業の下請け活用</u> を評価する方式。
⑦登録基幹技能者評価型	<u>工事全体の品質確保及び長期的な担い手の確保</u> を確保を目的として、総合評価落札方式の技術者の能力等において、 <u>下請業者における登録基幹技能者、建設マスター、技能士</u> の配置を加点評価する方式。
⑧若手・女性技術者等活用型	将来の担い手である技術者の拡大等のため、加点や資格要件化等により <u>若手技術者や女性技術者が参画を促進</u> する方式。

各種試行に関するPDCAサイクルの位置づけ

【目指すべき方向性】

各地整等において行われている各種試行について、一定の件数の蓄積を踏まえた分析・評価を行うことにより、本運用への移行、全国的な展開、地整等による試行の継続、試行の制度改善、統廃合等のPDCAサイクルを回すことで、不断の見直しを行う。

各地整等の検証を踏まえた
本省における議論
(システム部会)



【本運用】

全国試行等を経て、試行の目的に照らして十分な効果が認められると検証された事項について、恒久的な運用として位置付けられた評価形式や、政策的に全国で同時に実施している評価形式等。

各地整等における検証
(総合評価委員会等)



【全国試行】

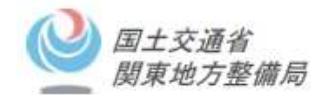
地方整備局の試行において有効と認められ、全国に展開すべきと判断された評価形式等。

【地整等試行】

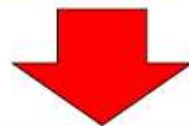
各地方整備局等の発意に基づき、独自に評価項目を設定し試行する評価形式。

【参考】関東地方整備局における取組

関東地方整備局の実施する総合評価落札方式におけるPDCAサイクルの取組について



✓品確法の基本理念を踏まえ、担い手確保・育成、働き方改革、生産性向上、不調・不落対策を図るため **多様な総合評価の取組を実施**



✓総合評価落札方式におけるPDCAサイクルの取組について

多様な総合評価の取組の試行工事ごとにPDCAサイクル（カルテ）により分かりやすくまとめ、R4年度総合評価実施方針に向けて、効果の検証を行い必要な改善策の検討に活用したい。

○令和3年度は、試行開始後一定期間（約5年程度）経過した試行工事を対象にPDCAサイクルによる検証を実施

※下記以外の試行工事及び通常タイプの総合評価等については、今まで通り検証を実施。

<PDCAサイクル取組対象の考え方>

- 試行開始後、一定期間（約5年程度）経過した取組
- 試行開始後、取組効果に大幅な変化が見られた取組
- 自由設定の評価項目については適宜実施

<検証のポイント>

- 試行工事の目的を達成しているか、達成状況を分析し対応案を検討
(例：直轄実績の無い企業の競争参加促進等)
→参加・受注状況、参加者アンケート等により目的が達成されているかを把握
→達成状況を分析し対応案（継続、見直し等）を検討
- 評価項目がその目的を達成しているか
担い手確保等の観点から新たな評価項目が必要ではないか
(例：参加が少ない評価項目、新たな評価項目の設定等)
→評価項目の参加状況等により目的が達成されているかを把握
- 工事品質に問題が生じていないか。
→工事成績にて把握
- その他、試行の結果、特段の事情や問題等が発生していないか
→業界からの意見 等

	PDCA対象試行工事	概要	R1年度 契約件数	R2年度 契約件数	R3年度 契約件数 (3月末見込み)
総合評価落札方式	若手技術者活用評価型 (平成25年度～)	・35歳以下の若手技術者を「現場代理人」又は「担当技術者」として配置することにより、当該工事を実績として将来、直轄工事の主任(監理)技術者となるべく、経験を積んでもらう方式。	231件	222件	176件
	自治体実績評価型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)企業であっても、自治体(都府県政令市)の工事実績等により評価できる方式。	193件	178件	153件
	技術者育成型 (平成26年度～)	・40歳以下の主任(監理)技術者を配置し、本工事において本工事に従事していない技術者から実務指導を受け、技術力の向上につなげてもらう方式。 ・対象工事の工事種別：一般土木・鋼橋上部・PC工事、施工能力評価型I・II型、技術提案評価型S型	27件	11件	5件
	技術提案チャレンジ型 (平成25年度～)	・地方整備局発注工事の実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促す方式。 ・工事の確実な施工に資する施工計画の提出を求め「施工上配慮すべき事項」を評価。 ・技術提案の「簡易な施工計画」等を3段階で評価。	14件	3件	2件
	地域防災担い手確保型 (平成26年度～)	・企業における防災に係る取組態勢・活動実績等を評価する方式。 (災害協定の締結や、災害活動の実績等を評価)	106件	166件	156件

具体の記載イメージ(PDCAの考え方)

【本省ガイドライン】

○「本運用」「全国試行」「地整等試行」の考え方

○各地整等においてPDCAによる検証を行う旨 を記載。

【記載文(案)】

国土交通省直轄工事における総合評価落札方式においては、働き方改革、担い手確保等を目的として、多様な試行に取り組んでいる。本ガイドラインは、ガイドラインに位置付けられた本運用としての手法、標準的な手法としてガイドラインに位置付けられる前段階の試行等により構成され、試行は、全国的な試行（全国試行）、地方整備局等における試行等（地整等試行）に区分される。これらの試行は、各地方整備局の総合評価委員会等において、PDCAに基づく検証を行いながら、目的の達成度、工事成績への影響、受発注者からの意見等を踏まえ、「改良」「継続」「統廃合」等を判断する。

各地方整備局において一定の効果が検証された試行については、有識者の意見等を踏まえつつ、必要に応じて「本運用への移行」「全国試行への移行」等の判断を行うものとする。

各地方整備局におけるPDCAに基づく検証については、1つの試行形式につき、5年ごとに行うことを基本としつつ、社会情勢や試行の実施件数等を考慮して各地方整備局ごとに計画的に実施するものとする。

【地整等ガイドライン】

○本省ガイドラインの記載を踏まえ、各地整等におけるPDCAの進め方を記載。

【本省ガイドライン記載文(案)】

①試行の目的を記載

■試行の目的及び概要

本試行は、直轄工事の受注実績が無い企業の参入機会の確保を目的として、企業・技術者の実績評価を緩和し施工計画を評価するなど、施工品質は維持しつつ新規参入者を確保する評価方法を指す。

具体的には、技術力があるにもかかわらず、直轄での実績がないことにより参入が困難であった新規参入者の参入を促すことを企図しており、試行工事の実績を次回以降の直轄工事参入にあたっての実績として活用することで、継続的な直轄工事の担い手企業の裾野を広げることが期待されている。

②評価方法を概念的に記載

(具体の評価要件や配点は地整等で設定)

■具体的な評価方法のイメージ

本試行においては、直轄実績がないと加算されにくい企業・技術者の実績評価を緩和(成績・表彰の評価を縮減又は省略)し、施工計画等、企業の技術提案(施工計画)の評価を拡大する評価方法が採用されている。

■試行実施にあたっての留意点

本試行の実施にあたっては、試行の目的である

- ①直轄実績が無い者の参加・受注がされているか、新規参入者の継続受注につながっているか
- ②新規参入者による施工でも品質確保できているか

等の観点に留意するべきである。

③実施、PDCA評価にあたっての留意点を記載

【参考】関東地方整備局における取組

PDCAサイクルカルテ 技術提案チャレンジ型

(R3年度データはR4、1月末現在)

P(計画)

○目的

地方整備局発注工事の受注実績が無い(少ない)が、技術力のある企業の競争参加を促し、地域インフラを支える企業の確保を推進する。

○取組内容 <試行期間: H25年度~>

評価項目: 技術提案(簡易な施工計画)(3段階評価: Ⅲ(16)、Ⅱ(8)、Ⅰ(0)、欠格)

- ・工事の確実な施工に資する施工計画を評価することとし、発注者の示す設計図書通りに施工する上での配慮すべき事項「施工上配慮すべき事項」が適切であるものに優先を付け評価。
- ・「本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量(関東地整発注工事)」を評価対象とする。(R1.8より追加)
- ・「配置予定技術者の技術力」は評価対象としない。

評価方法: 提案項目は3項目とし、評価項目に対する配慮すべき事項等が適切かつ具体的にどうか評価する。

対象工事: 工事種別 全て 工事規模 分任官工事(分任官規模工事の本官も含む)

【(配点表)】

項目	細目	評価項目	評価点
①技術提案	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項	16点
②企業の技術力	手持ち工事量	本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量(関東地整発注工事)	4点
③配置予定技術者の技術力	-	-	-
計			20点

D(実施)

○試行結果

・技術提案チャレンジ型の発注について、令和3年度までに50件の試行工事を実施し、直轄実績がない企業*の参加があった工事は33件。

上記のうち9件で、直轄実績がない企業*が落札。

・令和元年8月に手持ち工事量を評価項目に追加して以降の直轄実績がない企業*が参加した工事のうち、加算点1位企業の落札件数は13件のうち2件(15%)と手持ち工事量の追加前後を比較し同程度。

* 発注年度から過去3年間に関東地整発注工事(同じ工事種別)の受注実績がない企業

契約年度	工事件数	直轄実績がない企業*が参加した件数	競争参加者数	直轄実績がない企業*の参加者数	直轄実績がない企業*の落札者数
H25	1	0(0%)	1	0(0%)	0(0%)
H26	1	0(0%)	15	0(0%)	0(0%)
H27	4	1(25%)	55	1(2%)	0(0%)
H28	7	5(71%)	74	10(14%)	1(14%)
H29	10	5(50%)	64	6(9%)	0(0%)
H30	8	7(88%)	73	10(14%)	2(25%)
R1	14	10(71%)	86	18(19%)	2(21%)
R2	3	2(100%)	25	9(36%)	2(67%)
R3	2	2(100%)	18	7(37%)	1(50%)
計	50	32(66%)	422	61(14%)	9(18%)

工事件数	直轄実績がない企業*が参加した工事(件数ベース)			競争参加者数	直轄実績がない企業*が参加した工事(競争参加者数ベース)	
	件数	加算点1位の件数	落札件数		競争参加者数	加算点1位の企業数
13	8(62%)	6(46%)	3(23%)	87	17(20%)	11(13%)

R1.8(手持ち工事量を追加)以降の直轄実績がない企業*(手持ち工事量で4点加算)の落札状況

A(対応)

○対応

継続	見直し	廃止	本運用
○			

・直轄実績の有無にかかわらず技術力のある企業の参加を促すため、技術提案(簡易な施工計画)を求める取り組みは、企業及び技術者の育成・確保につながっている。

・令和元年8月より手持ち工事量を評価項目に追加したが新規参入企業の誘引効果は横ばい。

・技術力のある地域インフラを確保する観点から継続。

C(評価)

○評価

・令和元年8月より手持ち工事量を評価項目に追加したが新規参入企業の誘引効果は横ばい。

・過去の施工実績を評価しない評価方式であるが、完成した工事の品質は確保されている。

・約8割の企業が、技術提案(簡易な施工計画)を求めることに対して有効であり、企業及び技術者の育成・確保につながっていると感じている。

取組内容	完成工事数	工事成績評定の平均点	施工能力評定の平均点(R:完成)
技術提案チャレンジ型(平成25年度~)	47件	77.9点(7件) (直轄実績なし*企業)	78.5点(1,004件)

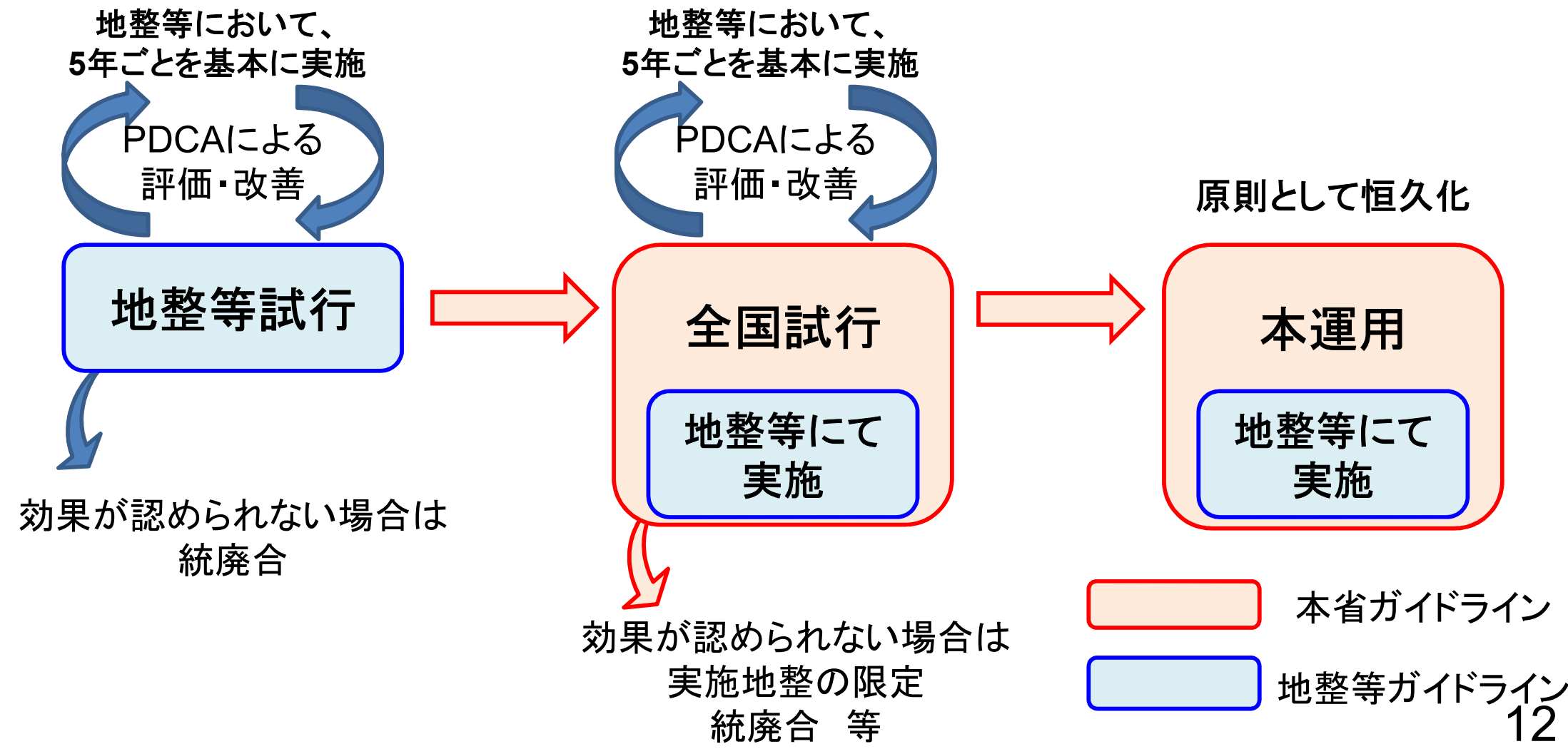
※ 発注年度の過去3年間に関東地整発注工事(同じ工事種別)の受注実績がない企業

技術提案チャレンジ型に参加した企業にアンケートを実施。34社より回答(回答率:87%)【令和3年12月実施】



各種試行に関するPDCAの考え方の整理(案)

- 試行の効果の程度や、課題の有無を継続的にフォローアップし、全国試行への移行、継続検証、見直し、統廃合等のあり方を検討するPDCAサイクルを導入。
- 各地整等は、試行実施状況を踏まえた対応について、総合評価委員会等で必要性を審議
- 本省は、各地方整備局等の試行実施状況をとりまとめ、建設生産・管理システム部会に諮った上で本運用への移行、統廃合等を判断



【論点②】

各種試行の評価・分析と位置づけについて

- 多様な評価方法(試行)の整理・検証にあたり、ある程度の実績がある下記8類型の試行を分析対象とした。
- 主に、①試行の目的を果たしているか、②品質が確保されているかの観点で実施結果を分析。
- 分析にあたっては、参加者数やその属性、成績評定等のデータによる定量分析に加え、実施した発注者・受注者の現場の声をとりまとめたアンケート分析を実施。

地域における社会資本を支える 企業を確保する方式	元請企業を評価	①チャレンジ型	受注企業の固定化防止や新規参入の促進を目的として、総合評価落札方式において <u>企業・技術者評価の影響を緩和</u> し、実績のない(少ない)優良な企業による入札参入を促す方式。
		②自治体実績評価型	地域建設業の担い手を確保するため、総合評価落札方式において <u>企業・技術者評価の評価対象を都道府県・政令市等に拡大</u> する方式。
		③地域防災担い手確保型	地域防災の担い手である <u>地域施工業者の参入機会促進</u> 等を目的として、総合評価落札方式において <u>防災に関わる取り組み体制や活動実績</u> 、災害に使用できる <u>建設機械の保有状況</u> 等の評価を拡大する方式。
		④企業能力評価型	<u>不調不落の防止</u> 、 <u>発注事務負担軽減</u> 等を目的として、受発注者双方の事務負担が大きくなる <u>技術者の能力等に係る評価を省略</u> し企業の能力等のみで評価する方式。
	下請企業を評価	⑤地元企業活用審査型	地域に精通し <u>地域経済への貢献度の高い地元企業の育成</u> を目的として、総合評価落札方式において工事における <u>地元下請企業や地元資材会社の活用状況</u> を評価する方式。
		⑥特定専門工事審査型	<u>難易度が高い専門工事等の円滑かつ確実な施工</u> を目的として、総合評価落札方式において <u>工事实績のある専門工事業の下請け活用</u> を評価する方式。
		⑦登録基幹技能者評価型	<u>工事全体の品質確保</u> 及び <u>長期的な担い手の確保</u> を確保を目的として、総合評価落札方式の技術者の能力等において、 <u>下請業者における登録基幹技能者、建設マスター、技能士</u> の配置を加点評価する方式。
		⑧若手・女性技術者等活用型	将来の担い手である技術者の拡大等のため、加点や資格要件化等により <u>若手技術者や女性技術者が参画を促進</u> する方式。
技術者や技能者 など新たな担い 手の登用を促す 方式			

試行類型ごとの実施状況(令和3年度時点)

地方整備局等 試行の類型 \	81北海道	82東北	83関東	84北陸	85中部	86近畿	87中国	88四国	89九州	90沖縄
① チャレンジ型	技術者育成型(チャレンジ型)	チャレンジ型	技術提案チャレンジ型	チャレンジ型	チャレンジ型	企業チャレンジ型など	チャレンジ型	チャレンジ型	技術提案チャレンジ型	チャレンジ型
② 自治体実績評価型			自治体実績評価型	自治体実績評価型	※県・政令市の実績を国と同等評価	自治体実績評価型	地方自治体発注の工事実績評価型	自治体の工事成績活用型		自治体実績評価型
③ 地域防災担い手確保型			地域防災担い手確保型			地域密着防災担い手型	地域防災担い手確保型			
④ 企業能力評価型等					企業能力評価型	施工能力確認型				
⑤ 地元企業活用審査型	地元企業活用審査型			地元企業活用促進型				地元企業活用促進型	地元企業活用促進型	
⑥ 特定専門工事審査型	特定専門工事審査型		特定専門工事審査型	特定専門工事審査型						
⑦ 登録基幹技能者評価型	登録基幹技能者評価型			登録基幹技能者の配置		現場従事技能者評価型	現場従事技能者評価型	登録基幹技能者の活用		
⑧ 若手・女性技術者活用型	技術者育成型など	若手女性技術者配置促進型	若手技術者活用評価型など	若手女性技術者活躍型		若手・女性チャレンジ型	若手技術者育成型	若手・女性技術の配置を促す評価など		

①チャレンジ型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

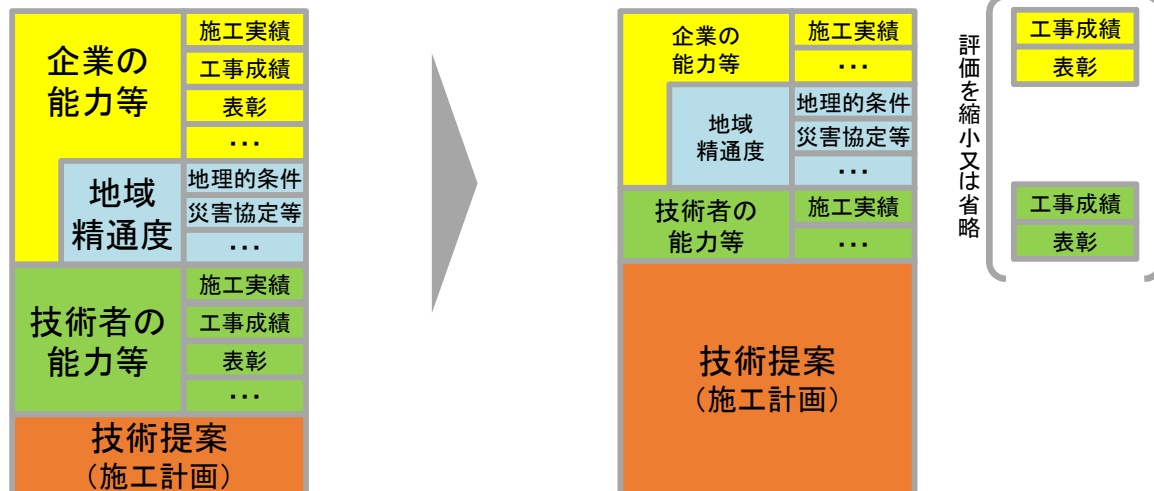
- ・ **直轄工事の受注実績が無い企業の参入機会の確保**を目的として、**企業・技術者の実績評価を緩和し施工計画を評価**するなど、**施工品質は維持しつつ新規参入者を確保する**評価方法。
- ・ 技術力があるにもかかわらず、直轄での実績がないことにより参入が困難であった**新規参入者の参入**を促す。
- ・ 試行工事の実績を次回以降の直轄工事参入にあたっての実績として活用することで、**継続的な直轄工事の担い手企業の裾野を広げる**ことを期待。

評価方法イメージ

- 総合評価落札方式における競争参加資格要件・加算点(イメージ)

○ チャレンジ型:

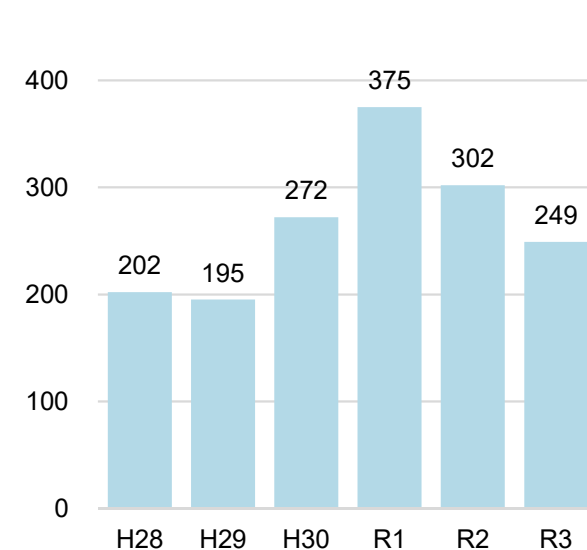
- ・ 直轄実績がないと加算されにくい**企業・技術者の実績評価を緩和**(成績・表彰の評価を縮減又は省略)
- ・ をし、施工計画等、企業の**技術提案(施工計画)の評価を拡大**。



※いずれも各地方整備局等により運用が異なる。

試行件数推移(H28-R3)

- R3年度までに、直轄工事を対象として、各地方整備局等で**合計1,595件の試行**を実施。



分析の観点

- ・ 試行の目的である①**直轄実績が無い者の参加・受注**がされているか、**新規参入者の継続受注**につながっているか、②**新規参入者による施工でも品質確保できているか**等の観点から分析。

①チャレンジ型(試行結果の整理・検証1)

①直轄実績が無い者の参加・受注がされているか、新規参入者の継続受注につながっているか

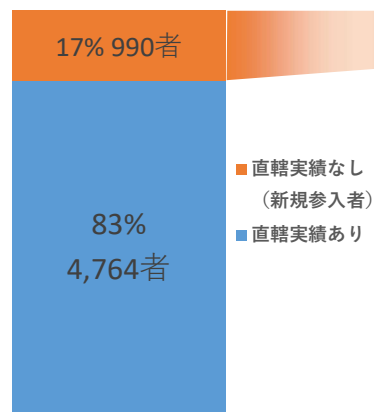
・ **入札参加者の約17%・落札者の約12%が新規参入※1**。新規参入者の**約半数が継続受注**を実現。

②新規参入者による施工で品質確保できているか

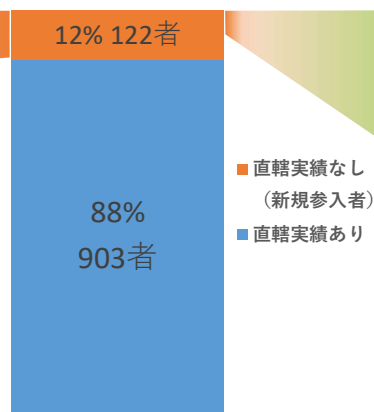
・ 試行工事の工事成績評定点は平均78.0-79.8点と、全工事の平均78.2-80.0点に比して**工事品質面での有意な差は見られなかった**。

1) 新規参入者及び継続的な受注の傾向※2

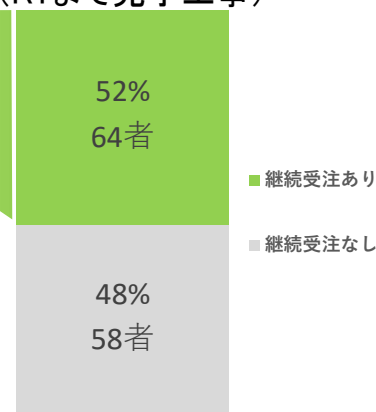
①「チャレンジ型」入札参加者



②「チャレンジ型」落札者



③うち継続受注者 (R1まで完了工事)

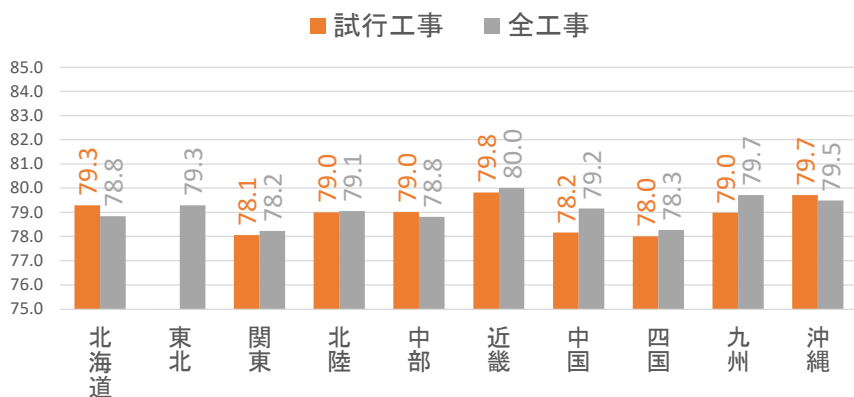


※1:直轄工事の実績が無い入札参加者を指す。なお、「直轄実績なし」の企業には純然たる新規参入者以外にも過去の直轄実績が古く入札時に使えない者もいることに留意。

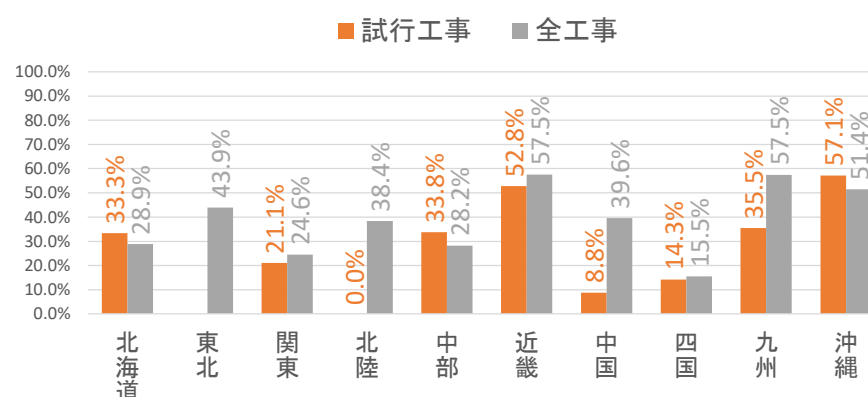
※2:H28-R1年度に契約を締結し、契約データとマッチングできた1,025工事における入札企業等計5,754者を対象。「継続受注者」はそのうちR2年度に継続受注している者を抽出。

2) 試行工事の施工品質の傾向※3

①平均評点の比較



②「80点以上」の割合の比較



※3:H30-R2年度の試行工事509件、試行工事以外19,140件の計19,649件を対象。(東北地整はこの期間の試行工事実績なし)

①チャレンジ型(試行結果の整理・検証2)

○アンケートを通じた主な意見

＜受注者側の声(試行実施13者より回答)＞

○参加意欲につながる

- ・過去には経常JVで参加していたが、チャレンジ型で初めて単独受注ができた。
- ・チャレンジ型入札拡大も含め参加条件緩和等に伴い、国土交通省工事未経験者の新規参入が増えている。

○技術者の育成・確保

- ・国の工事は規模が大きく、書類が多いが、指示や実施すべき内容が明確で仕事はやりやすい。また、国の工事を知り、その工事をやりきったという自信にも繋がっている。

○技術資料作成について

- ・「簡易な施工計画」の作成は、初めてであれば少し難しい面もあるが、ある程度コツを掴めば(慣れれば)問題無く対応可能。地元企業であれば現場も分かるので、比較的簡易に作成できた。

○その他

- ・ここ十数年、技術者の求人を試みるも、応募はなかったが、チャレンジ型で国工事を受注・完成したことで、「国の工事を実施したい」との希望により、今年度は地元の若手を採用できた。現在、直轄工事で勉強させており、会社として今後の担い手として育てていきたい。

＜発注者側の声(試行実施各地整等より回答)＞

○受注機会の確保・不調不落対策に寄与

- ・過去5ヶ年受注できていなかった者が受注者となったことから、評価点の少ない者でも受注できることに繋がった。

○品質低下の懸念に対して

- ・直轄工事が初めての監理技術者であったが、真面目に取り組んで頂き、技術者としても高く意識を持って対応していた。
- ・地元企業であり、現場を熟知していたこともあり、地元住民・地域とも上手く調整を行っていた。

○受発注者間のやりとり

- ・対応すべき事案に対し、自ら対策内容を提案し、いかに現場をうまく、かつ円滑に進めるか、積極的に取り組んでおり、発注者側としても安心してみていただける工事であった。

○その他

- ・地元企業がチャレンジ型で、直轄工事を受注し、その後も新たな工事を受注できている。前年度の工事を無事に完成させたことが自信に繋がっていると感じられる。

○分析結果まとめ

観点①: 直轄実績が無い者の参加・受注がされているか、新規参入者の継続受注につながっているか
 ⇒ 入札参加者の約17%、落札者の約12%が新規参入。 R1までの新規参入者の約半数がR2に継続受注。
 ⇒ 受発注者とも実績を持たない企業の受注機会確保には前向き。 技術者育成につながるとの意見も。

観点②: 新規参入者による施工でも品質確保できているか
 ⇒ 試行による工事品質面での有意な差は見られなかった。

②自治体実績評価型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- ・ **地域建設業の担い手を確保**するため、総合評価落札方式において**企業・技術者評価の評価対象を都道府県・政令市等に拡大**する方式。
- ・ 都道府県等工事の優秀な実績があるにもかかわらず、当該工種の直轄での実績がないことにより参入が困難であった**新規参入者の参入**を促す。
- ・ 試行工事の実績を次回以降の直轄工事参入にあたっての実績として活用してもらうことにより、**継続的な直轄工事の担い手企業**の裾野を広げることを期待。

評価方法イメージ

- 総合評価落札方式における競争参加資格要件・加算点(イメージ)

企業の能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
...	
地域精通度	地理的条件 災害協定等
	...
技術者の能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
...	
技術提案 (施工計画)	

＜通常＞
企業・技術者の評価に際し、自治体工事の工事成績及び表彰については評価しない(実績は評価)

	直轄工事	都道府県・政令市工事
施工実績	○	○
工事成績	○	×
表彰	○	×

＜自治体実績評価型＞
直轄工事の入札時にも自治体工事の成績・表彰も評価(赤枠部分の評価を追加)

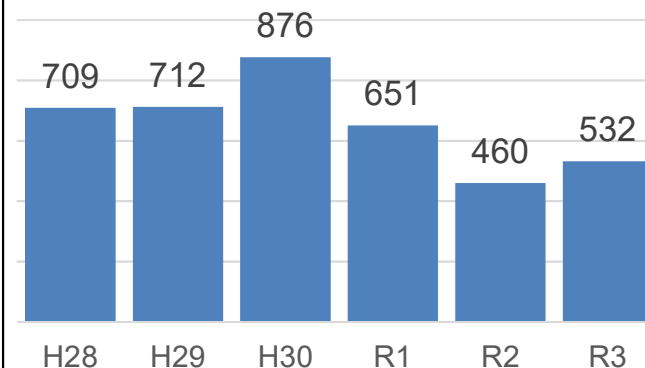
	直轄工事	都道府県・政令市工事
施工実績	○	○
工事成績	○	○
表彰	○	○

※いずれも各地方整備局等により運用が異なる。

試行件数推移(H28-R3)

- R2年までに、直轄工事を対象として、各地方整備局等で**合計3,408件の試行**を実施。

※R2年度は8月までの集計値。



分析の観点

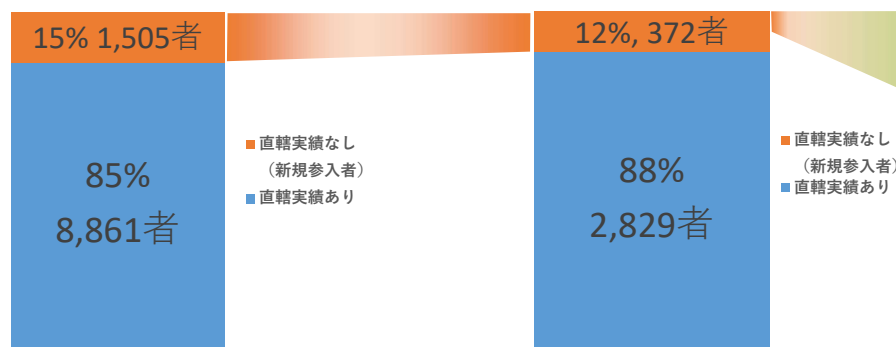
- ・ チャレンジ型同様、試行の目的である①**直轄実績が無い者の参加・受注**がされているか、**新規参入者の継続受注**につながっているか、②新規参入者による施工でも**品質確保**できているか等の観点から分析。

②自治体実績評価型(試行結果の整理・検証1)

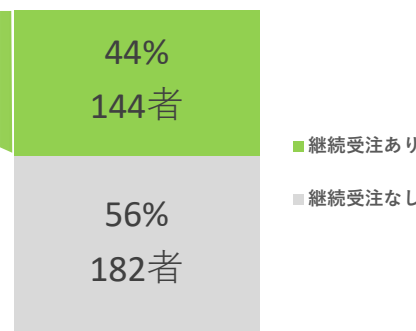
- ①直轄実績が無い者の参加・受注がされているか、新規参入者の継続受注につながっているか
 - 入札参加者の約15%・落札者の約12%が新規参入※1。新規参入者の4割強が継続受注を実現。
- ②新規参入者による施工で品質確保できているか
 - 試行工事の工事成績評定点は平均78.1-79.4点と、全工事の平均78.1-79.4点に比して**工事品質面での有意な差は見られなかった。**

1) 新規参入者及び継続的な受注の傾向※2

①「自治体実績評価型」入札参加者 ②「自治体実績評価型」落札者



③うち継続受注者 (R1まで完了工事)

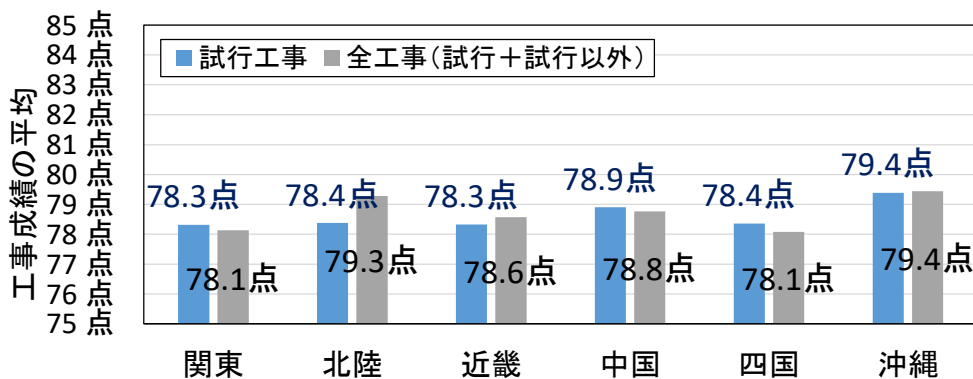


※1:直轄工事の実績が無い入札参加者を指す。なお、「直轄実績なし」の企業には純然たる新規参入者以外にも過去の直轄実績が古く入札時に使えない者もいることに留意。

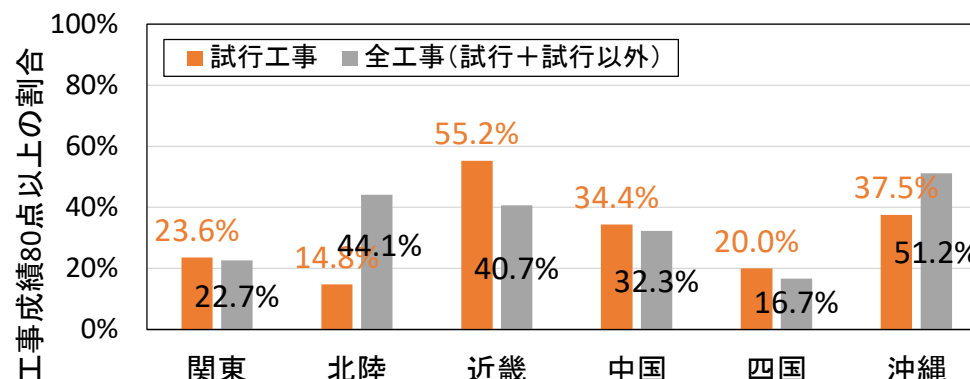
※2:H28-R2年度の試行工事3,201件を対象。「継続受注者」はR1年度以前の試行工事の「直轄実績なし」の受注者326件のうちR2年度に継続受注している者を抽出。

2) 試行工事の施工品質の傾向※3

①平均評点の比較



②「80点以上」の割合の比較



※3:試行実施地整等におけるH28-R2年度の試行工事2,583件、試行工事と同条件の全工事7,357件を対象。

②自治体実績評価型(試行結果の整理・検証2)

○アンケートを通じた主な意見

＜受注者側の声(試行実施276者より回答)＞

○51%の企業が「自治体実績の評価により今までより入札に参加したい」旨回答(右図参照)。

○参加意欲拡大

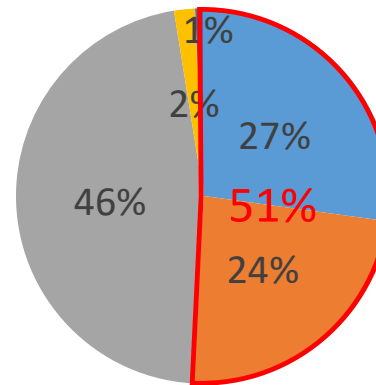
- ・直轄工事への参入を考えている企業にとっては、受注の幅が広がる。
- ・直轄工事だけでは、企業及び技術者の実績のない工種がある。

○技術者の育成・確保

- ・これまで技術者は直轄と自治体のどちらかの専門になりがちだった。
- ・直轄工事の指導教育の経験による技術力向上。

●懸念点等

- ▲(直轄・自治体工事の)求められる品質が違うため一度きりの受注者(注:次回以降は直轄工事に参加しない受注者)も多いと考える。
- ▲安易に直轄工事に参加し低品質の工事が増える懸念。



- 非常に参加したいと感じた
- やや参加したいと感じた
- いままでと変わらない
- 参加する意思がやや減少した
- 参加する意思が非常に減少した

＜発注者側の声(試行実施各地整等より回答)＞

○受注機会の確保

- ・古い過去に直轄実績のある「返り咲き」業者の参加につながった。
- ・自治体実績のみの企業の参加表明が広がる。

○技術者の育成・確保

- ・自治体工事しか経験していない技術者の直轄工事の技術者としての確保につながる。
- ・直轄工事の現場管理を経験できる。

○不調不落対策

- ・競争参加者が確保され、不調不落対策に寄与。

●懸念点等

- ▲国の工事になれていないため監督職員の負担が増。(企業に直轄実績があれば不安はないとの声も)

○分析結果まとめ

観点①: 直轄実績が無い者の参加・受注がされているか、**新規参入者の継続受注**につながっているか

⇒**落札者の約12%が新規参入**。新規参入者の**4割強が継続受注**を実現。

⇒受発注者とも実績を持たない企業の**受注機会確保には前向き**。**技術者育成・確保**につながるとの意見も。

観点②: 新規参入者による施工でも品質確保できているか

⇒試行による**工事品質面での有意な差は見られなかった**。

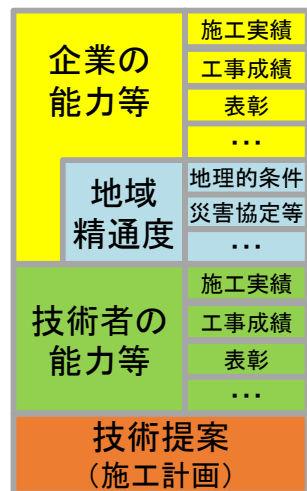
③地域防災担い手確保型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- ・ 災害発生時に迅速に活動できる**地域施工業者の参入機会促進**及び**担い手確保**を目的として、総合評価落札方式において**防災に関わる取り組み体制**や**活動実績**、災害に使用できる**建設機械の保有状況**等に係る評価(加算点)を拡大する方式。
- ・ 従来から評価されてきたことが多い**災害協定**や**災害活動実績**に加え、迅速な災害対応に資する**本店所在地**や**事業継続計画(BCP)**の有無、**災害用機械保有状況**など追加的に評価を実施。一方で技術者の能力等については評価の対象外。
- ・ 地域建設業による**災害対応能力の維持・強化**及び災害時の担い手である**地域施工業者の参入機会促進**を期待。

評価方法イメージ

- 総合評価落札方式における競争参加資格要件・加算点(イメージ)



地域防災担い手確保型



防災に係る企業の取組について加算評価

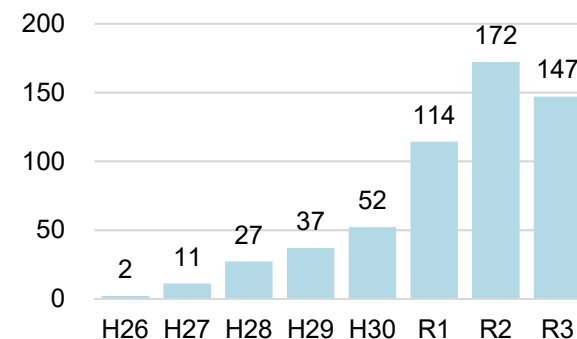
加算評価項目の例:

- 「施工都県内」もしくは「半径〇km圏内の市町村等」での本店の有無
- 事業継続計画(BCP)の認定
- 各行政機関等との災害協定の有無
- 災害協定に基づく災害活動実績等
- 災害用重機保有の有無等
- 本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量
- 企業の近隣地域での施工実績の有無

※各地方整備局等により運用が異なる。

試行件数推移(H26-R3)

- H26-R3の間、直轄工事を対象として、関東・近畿地整で**合計562件の試行**を実施。



分析の観点

- ・ 試行の目的である①**地域の災害時の担い手確保**につながっているか、②評価方法を実績重視としているが**品質確保**できているか 等の観点から分析。

③地域防災担い手確保型(試行結果の整理・検証1)

①地域の災害時の担い手確保につながっているか

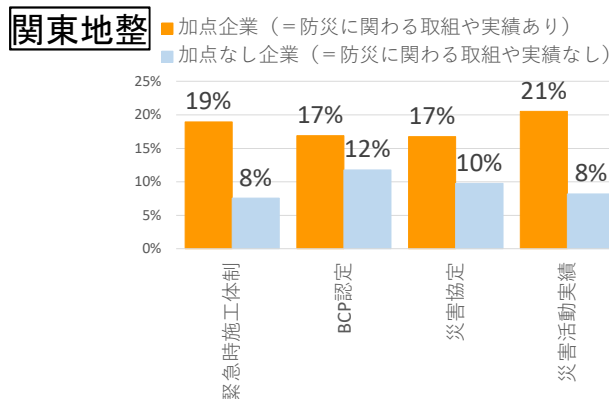
- ・ 災害用重機の保有状況や災害実績などの防災に関わる取組や実績がある企業の「落札者の割合」は全ての項目でそれ以外の企業より高く、**地域防災の担い手となる活動をしている企業の参入機会向上**に寄与。

②評価方法を実績重視としているが品質確保できているか

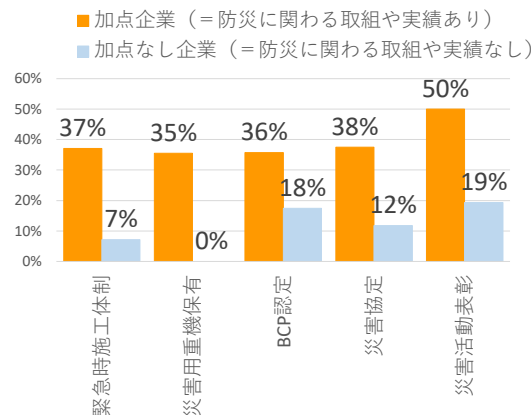
- ・ 試行工事の工事成績評定点は平均78.5点(関東)、81.1点(近畿)と、全工事の落札工事平均78.7点(関東)、80.7点(近畿)に比して**工事品質面での有意な差は見られなかった**。

1) 防災に関わる取組や実績の評価の反映状況※1

○ 加点評価項目の有無ごとの落札者数/入札参加者数(落札者数+非落札者数)の比較



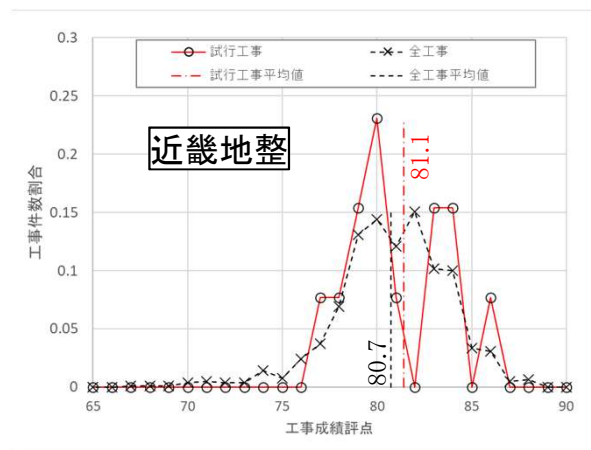
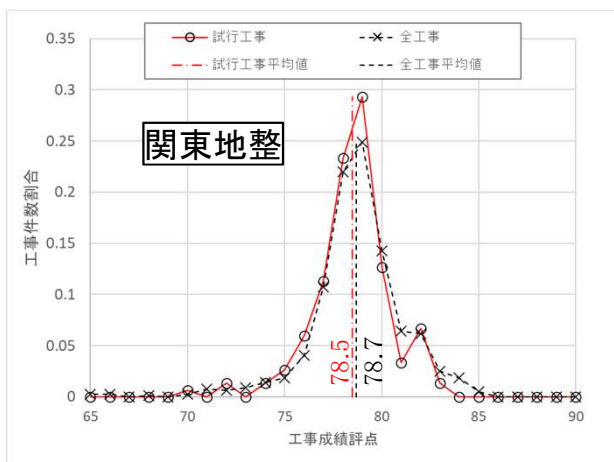
近畿地整



※1: H26-R2年度の試行工事415件の入札者計2,562者を対象(加点評価対象項目は関東地整と近畿地整で異なる)。なおここで言う「落札者の割合」は「落札者数/非落札者数」により算出しており、個々の企業の落札の割合を示しているものではない。

2) 地域施工業者による施工品質の状況※2

○ 工事成績評定点の分布状況



※2: 試行実施地整におけるH30-R2年度の試行工事のうち163件、試行工事と同条件の全工事1,570件を対象。

③地域防災担い手確保型(試行結果の整理・検証2)

○アンケートを通じた主な意見

＜受注者側の声(関東地整における試行実施135者より回答)＞

○75%の企業が国の工事実績有り。(15%が自治体実績のみ)

○84%の企業が今後も本試行工事に参加したいと感じている。

(主な意見)・今後も地域貢献をし工事も受注していきたい。

・災害活動実績があるため比較的点数が取りやすい。

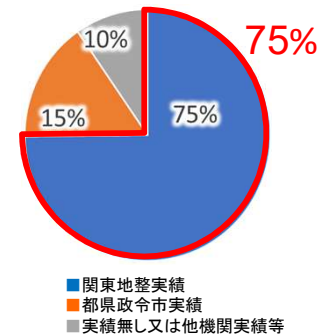
○75%の企業が関東地方整備局と災害協定を締結しており、そのうち

97%の企業が今後も災害協定に締結していきたいと感じている。

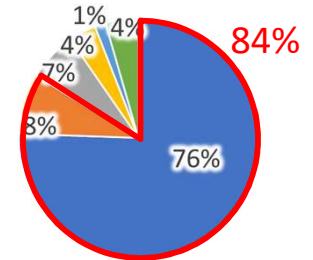
(主な意見)・国交省発注工事の加点対象になるだけでなく、**地域の守り手として貢献**できるため。

・現在災害協定を締結していない企業は、**災害時の体制確保が課題**と感じている。

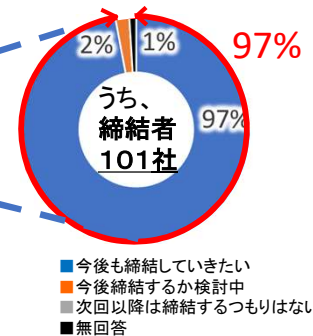
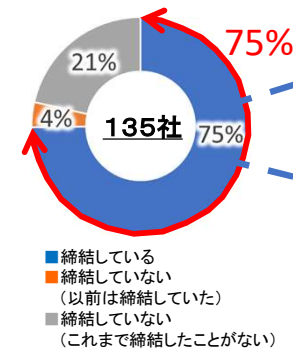
【工事成績の別(企業)】



【参加意欲】



【災害協定締結状況】



○分析結果まとめ

観点①: 地域の災害時の担い手確保につながっているか。

⇒ **地域防災の担い手となる活動をしている企業**が優位に落札しており、**参入機会向上**につながっている。

⇒実績のない(少ない)企業の**受注機会確保には前向き**。**技術者育成・確保**につながるとの意見も。

観点②: 評価方法を実績重視としているが**品質確保**できているか

⇒試行による**工事品質面での有意な差は見られなかった**。

④ 企業能力評価型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- ・ **不調不落の防止**、**発注事務負担軽減**等を目的として、受発注者双方の事務負担が大きくなる**技術者の能力等に係る評価を省略**し企業の能力等のみで評価する方式。
- ・ 入札時に技術者を拘束しないことによる**不調不落防止**を促すとともに、双方の**事務負担軽減**を図るもの。
- ・ 工事の品質を確保しつつ不調不落防止や事務負担軽減の効果を得られることを期待。

評価方法イメージ

○ 総合評価落札方式における競争参加資格要件・加算点(イメージ)

企業の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域 精度度	地理的条件 災害協定等
	...
	...
技術者の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
技術提案 (施工計画)	

○ 企業能力評価型:

企業の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域 精度度	地理的条件 災害協定等
	...
	...
技術者の 能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
技術提案 (施工計画)	

- ・ 評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない(監理技術者等の要件をみたせば参加資格を認める)。
- ・ 「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定。

試行件数(R1-R3)

○ R1～R3年度に中部地方整備局(企業能力評価型)において、施工能力評価型(I型及びII型)を対象に計1,028件を試行。

	R1	R2	R3	計
I型	0	7	0	7
II型	39	364	618	1,021
合計	39	371	618	1,028

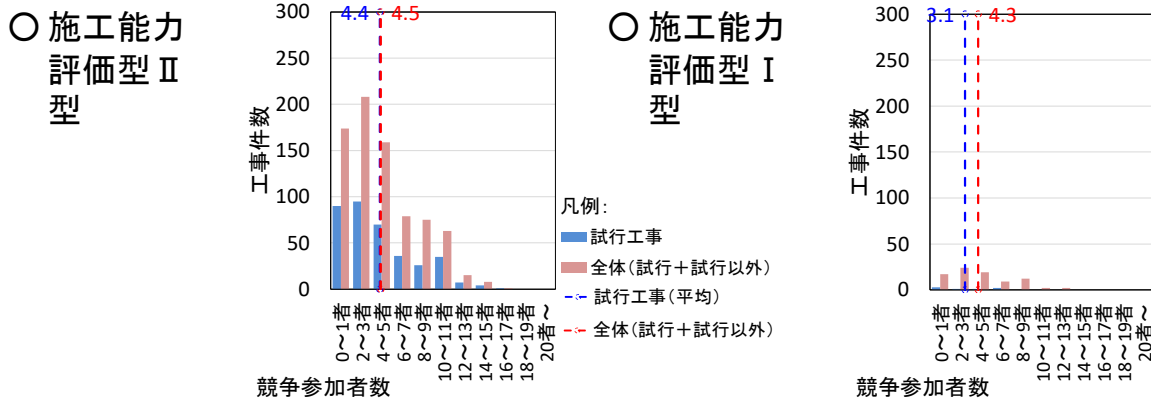
分析の観点

- ・ 試行の目的である①入札時に技術者を拘束しないことによる**不調不落の防止**、書類簡素化による**発注事務負担軽減**につながっているか、②評価方法を実績重視としているが**品質確保**できているか等の観点から分析。

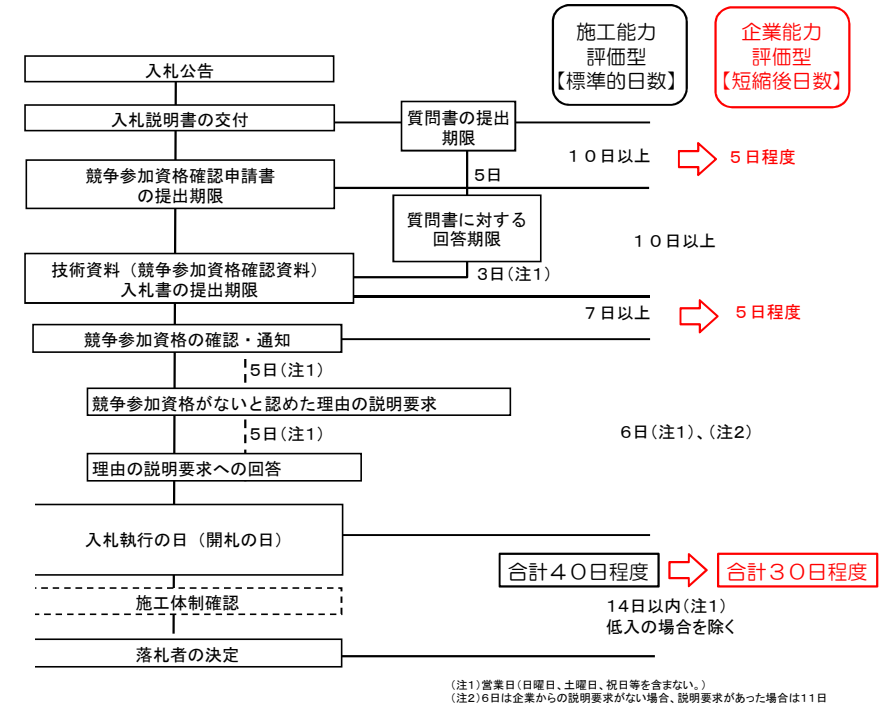
④ 企業能力評価型(試行結果の整理・検証1)

- ① 入札時に技術者を拘束しないことによる不調不落の防止、書類簡素化による発注事務負担軽減につながっているか
 - ・ 試行工事と全工事の競争参加者数は同等程度であるが、R1、R2とも不調不落発生率は低下。
 - ・ 手続期間は10日程度短縮され、受発注者とも事務負担軽減。
- ② 評価方法を実績重視としているが品質確保できているか
 - ・ 工事成績80点以上の割合は試行工事よりも全工事でも多くなっているが、工事成績の平均点に差は少なく、工事品質は確保されている。

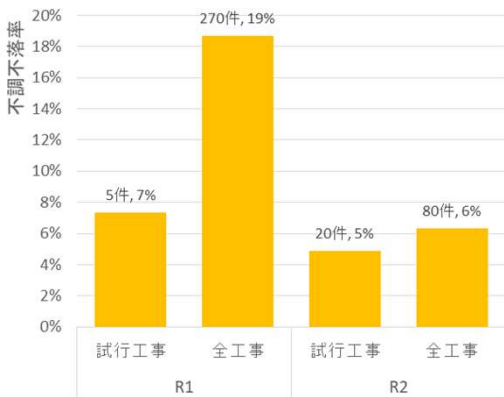
1) 競争参加者数の傾向※1



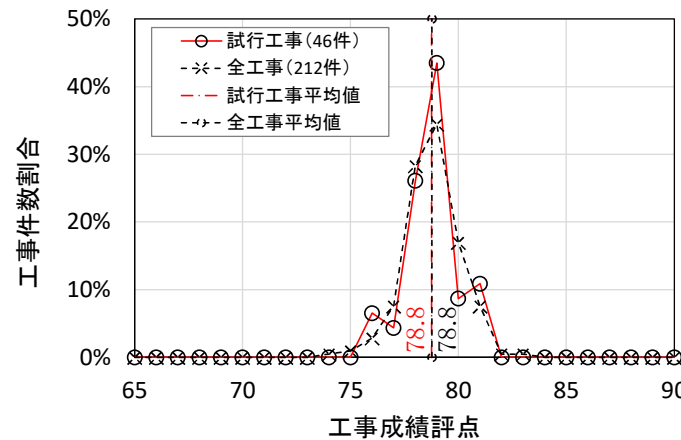
【参考】企業能力評価型の手続日数



2) 不調不落の傾向※1



3) 試行工事の施工品質の状況※2



※1: R2年度の中郡地整の試行工事計371件及び試行工事も含む施工能力評価型の全工事867件を対象。
 ※2: 令和2年度の中郡地整の施工能力評価型II型の試行工事のうち成績評価が完了した46件及び試行工事も含む施工能力評価型II型の全工事212件を対象。

④企業能力評価型(試行結果の整理・検証2)

＜受注者側の声＞(業団体を通じた意見)

- 総合評価にかかる提出資料作成の負担が軽減
- 入札時点で技術者を特定する必要がなく、柔軟な競争参加が可能となった。

＜発注者側の声＞(試行実施両地整より回答)

- 総合評価にかかる技術審査の負担が軽減
- 手続き期間が短縮し、適正工期の確保、工事施工時期・手続き期間の平準化に寄与
- 競争参加者が確保され、不調・不落対策に寄与
- 技術審査の負担の軽減にも繋がっている。

観点①: 入札時に技術者を拘束しないことによる不調不落の防止、書類簡素化による発注事務負担軽減につながっているか

⇒ 試行工事と全工事の競争参加者数は同等程度。

⇒ 試行工事は標準の施工能力評価型に比べてR1・R2年度ともに不調不落発生率が低下。

⇒ 手続機関は10日程度短縮され、受発注者とも負担軽減に繋がっている。

観点②: 評価方法を実績重視としているが品質確保できているか

⇒ 工事成績の平均点に差は少なく、工事品質は確保されている。

⇒ 実施年数は浅いものの実施件数は確保されており、有効性等が確認できた。

⑤ 地元企業活用審査型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- ・ 地域に精通し **地域経済への貢献度の高い地元企業の育成**を目的として、総合評価落札方式において工事における **地元下請企業や地元資材会社の活用状況**を評価する方式。
- ・ 具体的には、**一般土木B等級工事以上**を対象とし(例外あり)、下請等で **地元企業への発注予定金額の入札金額への割合**等を入札時に提示し、総合評価の中で加点評価する等の方法による。
- ・ 一般的に他地域に本店を持つことが多い **中堅企業等の受注工事**においても、**地元企業の活用が進む**ことによる **地域建設業の担い手の確保・拡大**を期待。

評価方法イメージ

- 総合評価落札方式における競争参加資格要件・加算点(イメージ)

企業の能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域精度度	地理的条件 災害協定等
	...
技術者の能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
技術提案 (施工計画)	

地元企業活用審査型:

企業の能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
地域精度度	地理的条件 災害協定等
	地元企業の活用状況
	...
	...
技術者の能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
	...
技術提案 (施工計画)	

下請等での地元企業の活用について加点評価

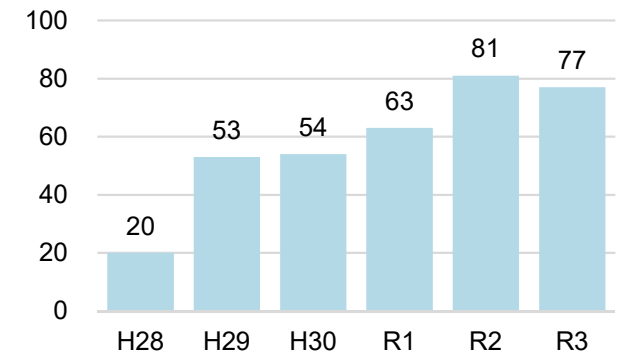
加点評価項目の例:

- 「地元企業活用率」を設定
(地元企業への一次下請発注予定金額 ÷ 一次下請け発注予定総額)
- 「地元資材活用率」を設定
(地元(本店が所在する企業(メーカー)からの主要資材の購入予定金額 ÷ 主要資材の購入予定金額の総額)

※各地方整備局等により運用が異なる。

試行件数推移(H28-R3)

- ・ H28-R3の間、直轄工事を対象として、各地方整備局等で **合計348件の試行**を実施。



分析の観点

- ・ 試行の目的である① **地元企業を活用する企業が評価され** 地元企業の受注や育成につながっているか、② **地元企業を入れることで品質確保**につながっているか 等の観点から分析。

⑤ 地元企業活用審査型(試行結果の整理・検証1)

① 地元企業を活用する企業が評価され地元企業の受注や育成につながっているか

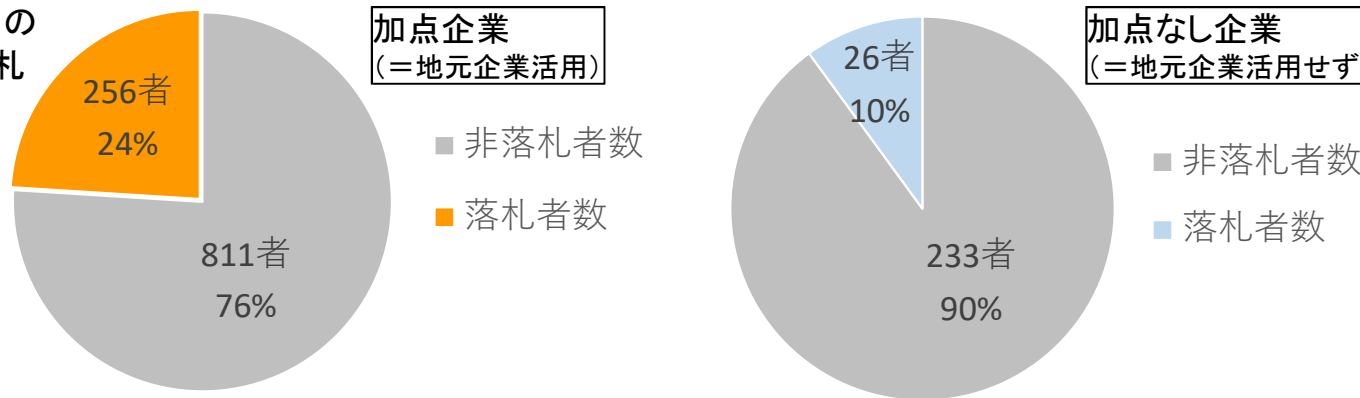
- ・ 地元企業を活用した企業の「落札者の割合」は活用しない企業の2倍以上となり、**地元企業の活用を図る企業の受注機会向上**に寄与。

② 地元企業を入れることで品質確保につながっているか

- ・ 試行工事の工事成績評定点は平均79.4-81.2点と、全工事の平均78.8-79.7点に比して高く、80点以上の工事の割合も高くなっており、**試行工事において高い工事品質**となっていることが示唆された。

1) 地元企業の活用状況の評価の反映状況※1

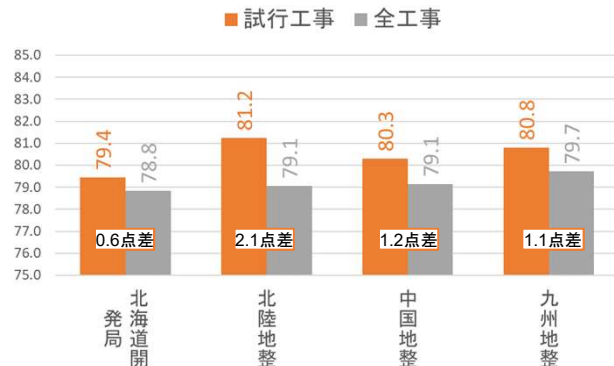
○ 地元企業活用の有無による落札割合の違い



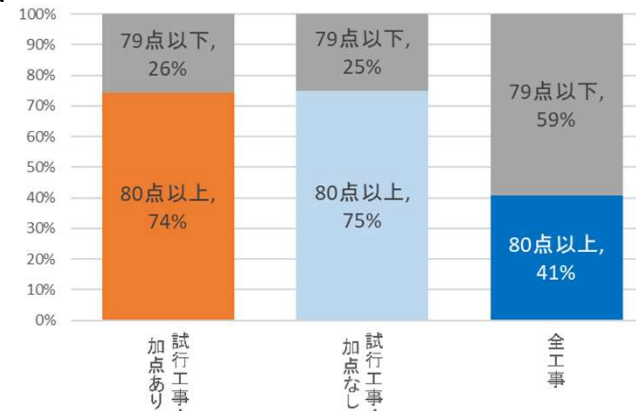
※1: H28年度-R2年度の試行工事271件を対象。

2) 施工品質の状況※2

○ 工事成績表定数の比較



○ 80点以上の工事の割合の比較



※2: 試行実施地整等におけるH28-R2年度の工事成績評定点データがある試行工事117件、同年度の該当地整の全工事計9167件(試行工事も含む)を対象。

⑤ 地元企業活用審査型(試行結果の整理・検証2)

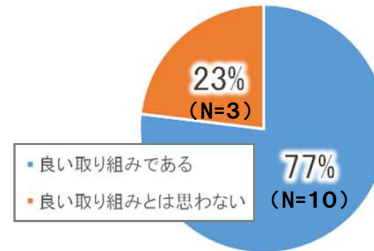
○ アンケートを通じた主な意見

＜受注者側の声＞

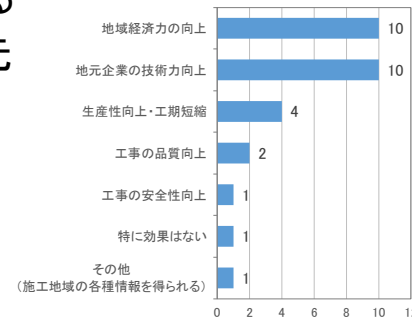
(試行実施13者より回答)

- ・ 約8割の企業が、「良い取り組みである」と感じている。
- ・ 効果として、「地域経済の活性化」や「地元企業の技術力向上につながる」とする意見が多い。
- ・ また、「特殊工事の場合は施工できる企業が少ない」、「災害復旧時は地元企業活用が困難」との意見がある。

【加点評価について】
(選択回答)



【地元企業活用による効果】
(複数選択回答)

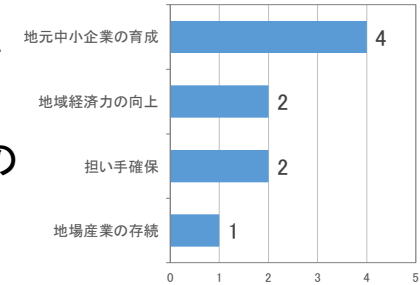


＜発注者側の声＞

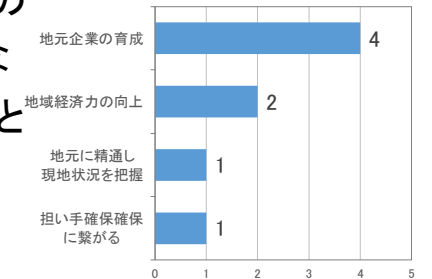
(試行実施各地整より回答)

- ・ 実施中の全4地整が「継続の必要ある」と回答。
- ・ 継続の理由として、「地元企業の育成」、「地域経済力の向上」、「担い手確保につながる」とする意見が多い。
- ・ また、「(下請となる)地元企業の固定化」、「(県外業者が安価な場合)価格の上昇につながる」との意見がある。

【継続が必要だと思う理由】
(自由回答)



【地元企業活用審査型のメリット】
(自由回答)



○ 分析結果まとめ

観点①: 地元企業を活用する企業が評価され 地元企業の受注や育成につながっているか
 ⇒ **地元企業の活用を図る企業が優位に** 落札しており、**受注機会向上**につながっている。
 ⇒ 発注者、受注者双方とも、**地元企業育成や地域経済活性化の観点**から**高く評価**している。

観点②: 地元企業を入れることで品質確保につながっているか
 ⇒ **試行工事において高い工事品質**となっていることが示唆された。

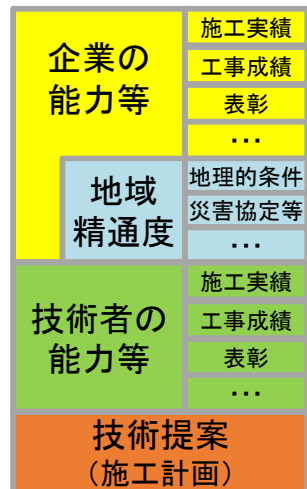
⑥ 特定専門工事審査型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

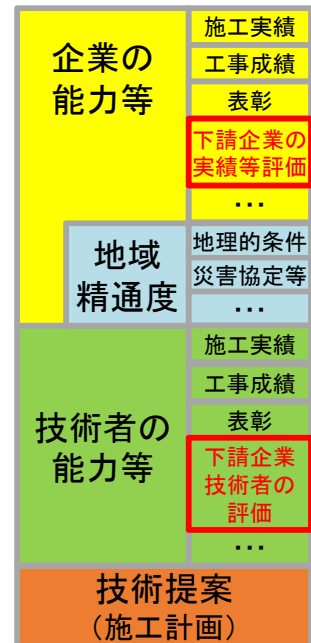
- ・ **難易度が高い専門工事等の円滑かつ確実な施工**を目的として、総合評価落札方式において**工事実績のある専門工事業の下請け活用**を評価する方式。
- ・ 具体的には、**高度な技術を要する専門工事業者**への下請が必要となるような工種を有する工事を対象として、**下請企業として予定している専門工事業者や配置技術者の実績を加点評価**する等による。
- ・ **良質な専門工事業者の育成・拡大**を通じた、我が国全体の**専門工事業の品質向上**を期待。

評価方法イメージ

- 総合評価落札方式における競争参加資格要件・加算点(イメージ)



特定専門工事審査型:



評価対象とする下請企業(専門工事業)の例:
 ○法面処理工
 ○地盤改良工
 ○杭基礎工
 ○海上工事

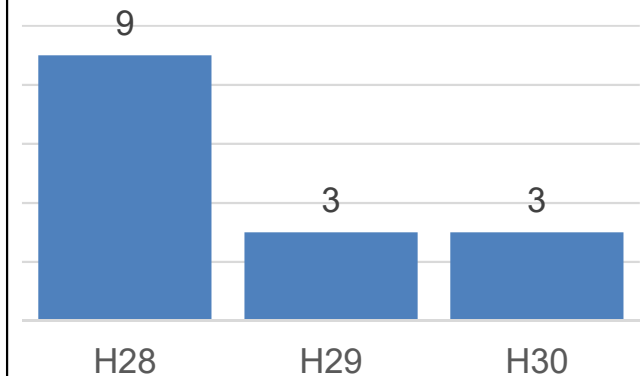
加点評価項目の例:
 ○当該下請企業の施工実績
 ○下請企業配置予定技術者の施工実績

一部の
下請企業
の実績も
勘案し
加点

※各地方整備局等により運用が異なる。

試行件数推移(H28-H30)

- ・ これまで、直轄工事を対象として、各地方整備局等で**計15件の試行**を実施。



分析の観点

- ・ 試行の目的である①**特定専門工事業者を活用する企業が評価されているか**(受注につながっているか)、②**専門業者を入れることで品質確保につながっているか**等の観点から分析。

⑥ 特定専門工事審査型(試行結果の整理・検証1)

① 特定専門工事業者を活用する企業が評価されているか(受注につながっているか)

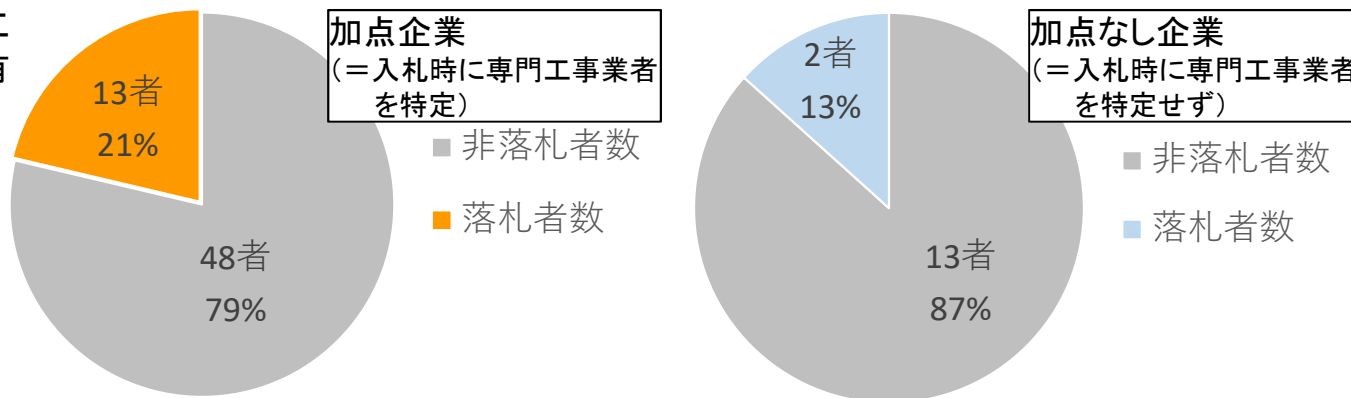
- 入札時に専門工事業者を特定した企業の「落札者の割合」は活用しない企業より高く、**専門工事業者の活用を図る企業の参入機会向上**に寄与。

② 専門業者を入れることで品質確保につながっているか

- 試行工事の工事成績評定点は平均77.0-80.0点と、全工事の平均78.3-79.2点との差は大きくないが、80点以上の工事の割合は2倍以上となっており、**試行工事において高い工事品質**となっていることが示唆された。

1) 専門工事業の配置状況の反映状況※1

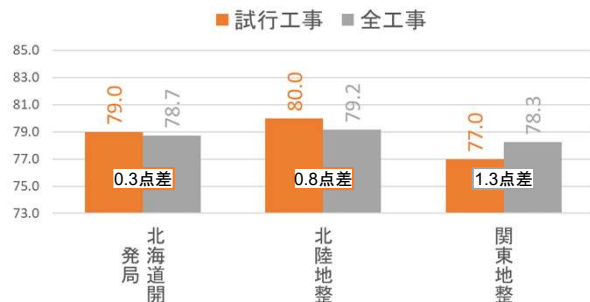
○ 入札時の専門工事業者特定の有無による落札割合の違い



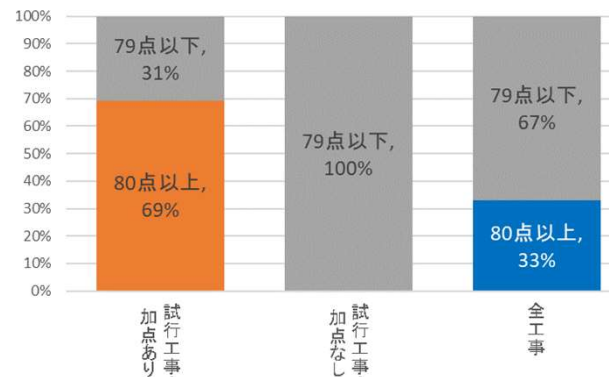
※1: H28-30年度の試行工事15件を対象。

2) 施工品質の状況※2

○ 工事成績表定定の比較



○ 80点以上の工事の割合の比較



※2: H28-30年度の試行工事のうち一般土木の14件、同年度の該当地整等における一般土木の全工事計2587件(試行工事も含む)を対象。

⑥特定専門工事審査型(試行結果の整理・検証2)

○アンケートを通じた主な意見

<受注者側の声> (試行実施3者より回答)

- ・ 加点点評価について、「良い取り組みである」:1社、「分からない」:2社と回答。
- ・ 良い取り組みの理由として、「入札前に特定専門業者と取決ができた」との回答。
- ・ 効果として、「工事品質の向上」、「技術者の技術力向上」との意見がある。
- ・ また、デメリットとして「入札前までに特定専門工事業者との取決の時間が少ない」と回答。

<発注者側の声>

(試行実施各地整等より回答)

- ・ 全地整が「継続の必要あり」と回答。
- ・ 継続の理由として、「品質の向上につながる」、「業界から要望あり」との意見あり。
- ・ 特定専門業者を活用するメリットとして、「工事品質の向上に寄与」との意見。
- ・ また、デメリットは全地整「特になし」と回答。

○分析結果まとめ

観点①: 特定専門工事業者を活用する企業が評価されているか(受注につながっているか)

⇒ **専門工事業者の活用を図る企業が優位に落札している。**

⇒ 発注者、受注者双方より、「品質向上」や「技術力向上」の効果があるため継続を希望する意見が寄せられた。

観点②: 専門業者を入れることで品質確保につながっているか

⇒ **試行工事において高い工事品質**となっていることが示唆された。

⇒ いずれにせよ、**実施件数が少なく有効性等を判断するには試行数を増やす**必要がある。

⑦登録基幹技能者評価型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- ・ **工事全体の品質確保**及び**長期的な担い手の確保**を確保を目的として、総合評価落札方式の技術者の能力等において、**下請業者における登録基幹技能者、建設マスター、技能士**の配置を加点評価する方式。
- ・ 具体的には、**下請企業の配置技能者**について、「企業の能力等」又は「技術者の能力等」においてその**保有資格等に応じて加点**評価。
- ・ 工事現場における適切な技能者の配置による**工事品質確保、技能者の誇りや処遇改善、建設従事者の育成**を通じた生産性の向上などを期待。

評価方法イメージ

- 総合評価落札方式における競争参加資格要件・加算点(イメージ)

企業の能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
地域精通度	地理的条件 災害協定等
	...
	...
技術者の能力等	施工実績
	工事成績
	表彰
技術提案 (施工計画)	...

登録基幹技能者評価型:

企業の能力等	施工実績	下請企業の配置技能者について評価 加点
	工事成績	
	下請業者の配置技能者の評価	
地域精通度	表彰	...
	...	
	...	
技術者の能力等	地理的条件 災害協定等	...
	...	
	...	
技術提案 (施工計画)	施工実績	下請業者の配置技能者の評価
	工事成績	
	表彰	
...

加点評価項目の例:

- ①「企業の能力等」の評価に際し、下請企業に対象となる技能者を配置する場合加点。
- ②「技術者の能力等」の評価に際し、下請企業に配置される技能者について加点。

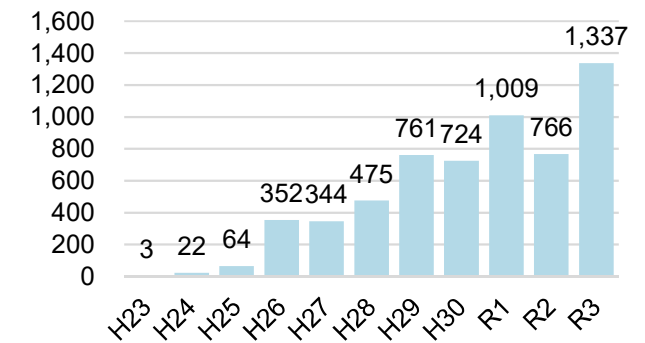
加点評価対象となる技能者の例:

- 登録基幹技能者
熟達した作業能力、現場を効率的にまとめるマネジメント能力及び豊富な知識を備え、国土交通大臣の登録を受けた講習(42の専門工事業団体において講習を実施)を修了した技能者。
- 建設マスター
優秀施工者国土交通(建設)大臣顕彰者。
- 技能士
各都道府県の職業開発能力協会が実施する技能検定に合格した人に与えられる国家資格。

※各地方整備局等により運用が異なる。

試行件数推移(H23-R3)

- ・ H23-R3の間、直轄工事を対象として、各地方整備局等で**合計5,857件の試行**を実施。



分析の観点

- ・ 試行の目的である登録基幹技能者の活用(評価)により**品質確保**につながっているか 等の観点から分析。

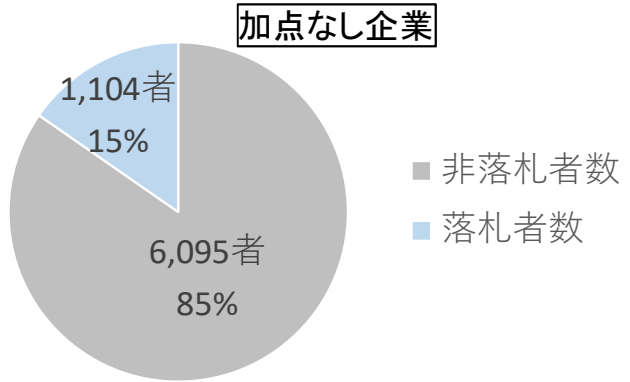
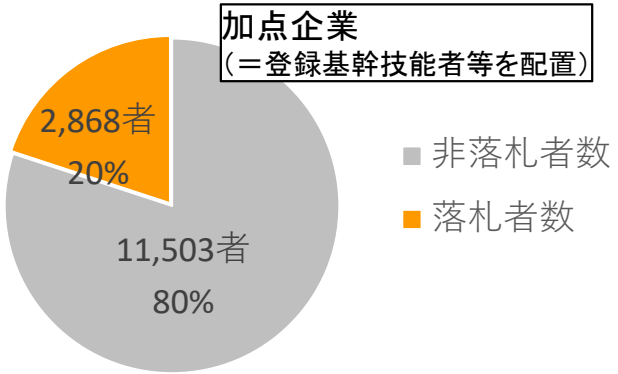
⑦登録基幹技能者評価型(試行結果の整理・検証1)

①登録基幹技能者の活用(評価)により品質確保につながっているか

- 入札時に登録基幹技能者等の配置する旨表明した企業の「落札者の割合」は活用しない企業より高かった。
- 試行工事の工事成績評定点は平均78.3-81.1点と、全工事の平均点78.3-80.1点とほぼ変わらず、**試行工事の工事成績評定点は(試行工事以外の工事と)ほぼ同等**となっていることが示唆された。

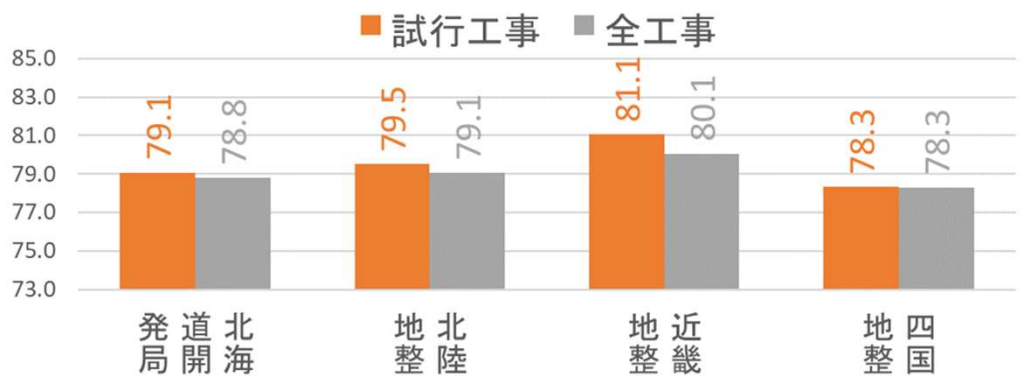
1)登録基幹技能者等の配置状況の反映状況※1

○入札時の登録基幹技能者等の配置の有無による落札割合の違い

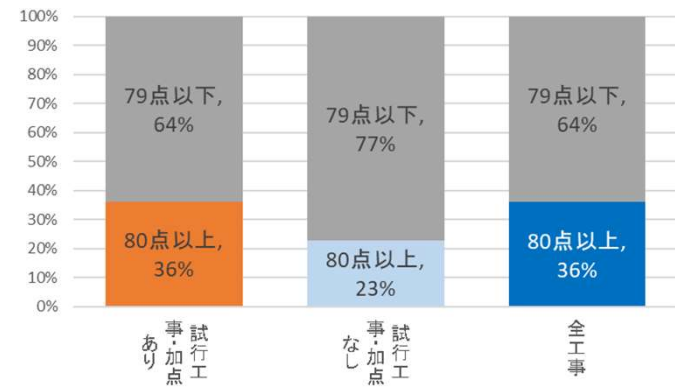


2)施工品質の状況※2

○工事成績評定点の比較



○80点以上の工事の割合の比較



※1:入札記録のある試行工事3,972件を対象。

※2:試行実施地整等における工事成績表定点データのある試行工事2,260件、同年度の該当地整等の全工事計8,145件(試行工事も含む)を対象。

⑦登録基幹技能者評価型(試行結果の整理・検証2)

○アンケートを通じた主な意見

<受注者側の声(試行実施27者より回答)>

○品質向上につながる

- ・ 一定以上の技術を有する技術者が確実に現場配置された。
- ・ 計画段階より設計の問題点などの早期発見、対応ができた。
- ・ 経験豊富な知識と技術を現場内で検討、施工できた。
- ・ 熟練した技能と豊富な知識を持っている技術者を配置できた。
- ・ 現場全体の安全、品質向上に繋がった。
- ・ 登録基幹技能者は高い能力、経験を有し、品質向上などに繋がった。
- ・ 打合せなどで多くの意見や要望が出て、工事の品質向上に繋がった。
- ・ 豊富な知識などによる提案があり、作業が効率化した。
- ・ 細部に至るまで専門的な知識を他の技術者と共有することで、品質向上、安全への取り組みが意欲的にできた。
- ・ 現場での日々の作業間調整、安全管理、品質が向上した。

●懸念点等

- ▲ 地方では登録基幹技能者の資格保有者がいない場合がある。
- ▲ 資格保有者が少ないため下請け業者が限られる。配置調整が困難。

<発注者側の声(試行実施各地整等より回答)>

○品質向上につながる

- ・ 技能労働者の資格保有者の増加を促し、工事品質向上を図る発注方式としては有効と考える。
- ・ 専門的な技術、知識を持った者が工事に参画するため、品質向上が期待できる。
- ・ 経験豊富な知識を持つ技術者の配置により、施工管理全般の向上に繋がる。
- ・ 重要工種において専門技能を持つ技術者がいることで品質向上に繋がる。
- ・ 急峻・狭小な施工箇所での施工方法の立案にメリットがあった。
- ・ 熟練した作業能力と豊富な知識を有しているため、他の作業員の模範となった。

●懸念点等

- ▲ 発注者はデメリットはないが、契約前に下請けに対して技術者確保をするのは受注者は大変なのでは無いかと感じた。

○分析結果まとめ

観点:登録基幹技能者の活用(評価)により品質確保につながっているか

- ・ 登録基幹技能者等の活用を図る企業が優位に落札しており、試行の目的に沿った結果。
- ・ 工事品質向上に関する現場の意見が多いが、成績評定の観点では試行工事以外と同等程度。
- ・ 地方においては資格保有者が少ない旨の指摘もあるが、受発注者とも前向き。

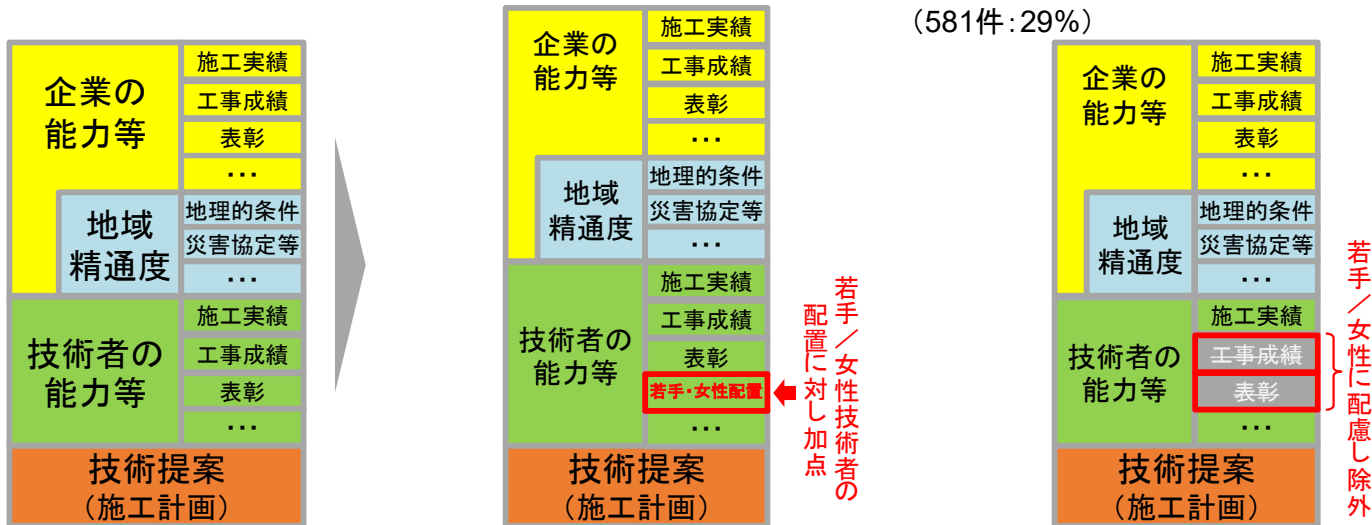
⑧若手・女性技術者等活用型(制度の概要)

試行の目的と評価方法

- ・ 将来の担い手である技術者の拡大等のため、**若手技術者**※1や**女性技術者**の入札への参画を拡大する方式。
- ・ 具体的には、**若手・女性技術者の配置について加点**を行う「**加点方式**」、**若手が不利となる成績・表彰等の評価項目を除外**する「**技術者要件緩和方式**」、若手／女性技術者の**配置を義務づける**「**資格要件方式**」などにより実施。
- ・ 施行工事を通じ、若手・女性技術者に**将来的・継続的な直轄工事の担い手**となっていただくことを期待。

評価方法イメージ

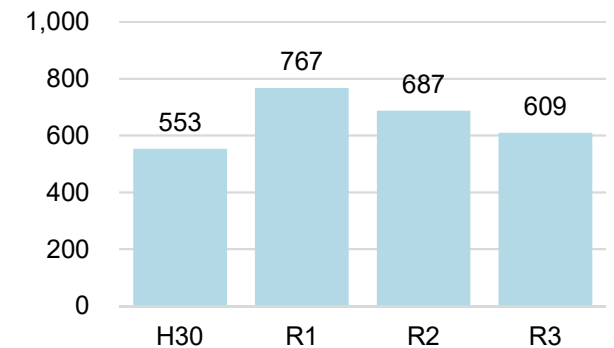
- 総合評価落札方式における競争参加資格要件・加算点(イメージ)



試行件数推移(H30-R3)

- H30-R2に、直轄工事を対象として、各地方整備局等で**合計2,616件の試行**を実施。

「若手・女性技術者等活用型」試行件数推移(H30-R3)



分析の観点

- ・ 試行の目的である**①若手・女性技術者の定着や育成**につながっているか、**②若手・女性技術者を配置した施工でも品質確保できているか**等の観点から分析。

※1 「若手」の対象上限年齢は地方整備局等によって異なり、30～45歳と設定。

⑧若手・女性技術者等活用型(試行結果の整理・検証1)

①若手・女性技術者の定着や育成につながっているか

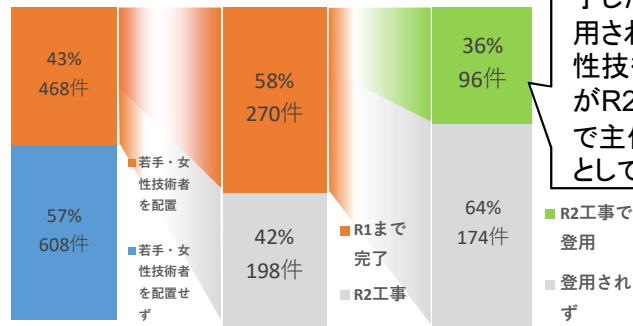
- ・主任技術者等(主任技術者又は監理技術者)として配置されたケース: 試行工事の**43%で若手・女性技術者が登用**。R1までの完了工事の配置技術者の**36%が翌年の直轄工事にて主任技術者等として配置されている**※1。
- ・担当技術者等(担当技術者又は現場代理人)として配置されたケース: 試行工事の**59%で若手・女性技術者が登用**。R1までの完了工事の配置技術者の**15%が翌年の直轄工事にて担当技術者等として配置されている**。

②若手・女性技術者を配置した施工でも品質確保できているか

- ・主任技術者等、担当技術者のいずれのケースでも、若手・女性技術者を配置した工事の工事成績評定点は、配置しなかった工事とほぼ同等であり、**工事品質面は確保されている**。

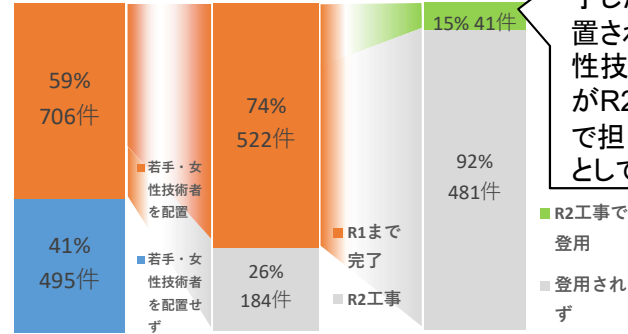
1) 継続的な登用の傾向

①主任技術者等として登用したケース※2



R1年度までに完了した270件に登用された若手・女性技術者の36%がR2の直轄工事で主任技術者等として配置※1。

②担当技術者等として配置したケース※3



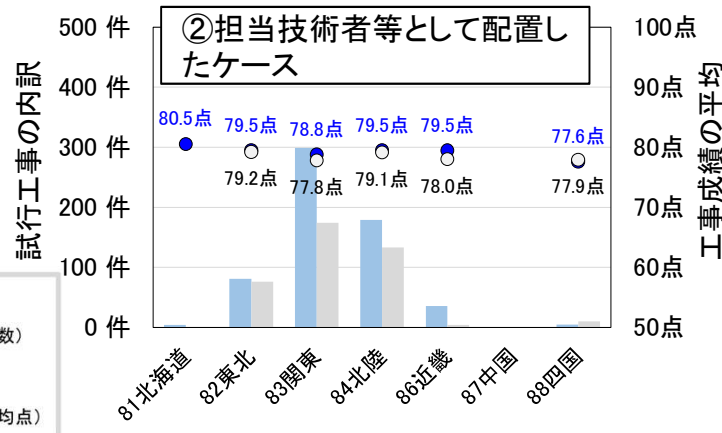
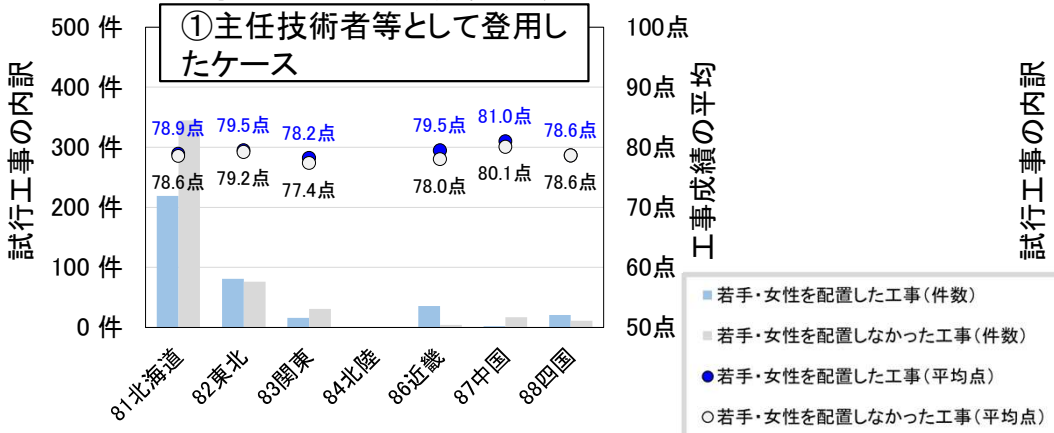
R1年度までに完了した522件に配置された若手・女性技術者の15%がR2の直轄工事で担当技術者等として配置※1。

※1: R1年度までの対象試行工事において主任技術者等や担当技術者等として配置された若手・女性技術者がR2年度の工事で再度配置されていることがCORINSデータから確認できたケースを指す。

※2: H30-R2年度の試行工事のうち主任技術者等への若手／女性技術者の配置を加点・義務づけ等した1,076件を対象。

※3: H30-R2年度の試行工事のうち担当技術者等への若手／女性技術者の配置を加点・義務づけ等した1,201件を対象。

2) 試行工事の施工品質の傾向※4



※4: 平成30年度～令和2年度までに各地方整備局等が契約した試行工事のうち、令和2年度までに完成し成績評定が行われた工事を対象。

○アンケートを通じた主な意見:

<受注者側の声(試行実施74者よりの回答等から分析)>

- ・若手(女性)技術者が現場に従事すると、現場に活力が生まれる。
- ・若手技術者のやりがい向上や、これからの目標を持つことが出来る。
- ・熟練者も指導のなか再確認とより良い思考が生まれる。
- ・企業は若手技術者本人に工事入札参加していることを伝えているため受注後のモチベーションが大きく向上している。
- ・企業としてはOJTの場として技術者育成の貴重な場である。
- ・建設業の人材育成として有益なので積極的な活用をお願いしたい。
- ・新技術の活用などに対して各現場が積極的になった。
- ・未経験職種等についての熟練職員の指導と併せ、架設図等の作成や安全指導について本支店社でサポート。
- ・多くの場面に同行させ現場知識や技術の向上につながる機会を増やしている。
- ・監理技術者を補佐することにより、知識・技術が習得できる。【担当技術者等に配置した場合】
- ・図面に記載されていない現地の最適な仮設備計画は経験を有する。
- ・事故等に対する危機管理能力、工程の遅れへの対応など課題。
- ・最低限の現場知識がないと、指導及びフォローに時間を要する。
- ・若手本人だけでは理解するに時間が掛かり、補助指導員が必要となる。

<発注者側の声(試行実施各地整等より回答)>

- ・新技術やICT技術に習熟度は高く、生産性向上に向けても若手技術者の配置は重要。
- ・発注者との協議の際もこれまでとは違う視点での提案等もあり有意義なものになる。また、発注者側の若手職員にも良い刺激になる。
- ・補助者と共に施工計画を立案し、若手自身の成長につながる。
- ・特殊職種や未経験職種等の知識の習得につながる。
- ・土木業界の次世代の担い手が確保に繋がる。建設業の活性化が期待できる。
- ・本社安全パトロールや社内検査員の指導・安全教育など工夫。
- ・ベテラン技術者の指導のもと、新たな知識・技術の取得に努めている。
- ・施工法工や管理手法に創意工夫がある。
- ・工事着手から完成まで一連の流れで全て経験することで、次の工事を担当した場合に経験を活かして進めることができる。【主任技術者等に配置した場合】
- ・若手技術者がいることで、現場全体で安全管理への意識がより高くなった。【担当技術者等に配置した場合】

○分析結果まとめ

観点①: 若手・女性技術者の定着や育成につながっているか

⇒直轄工事にて、**主任技術者等**として登用された**若手・女性技術者の約36%が翌年度も配置、担当技術者等**として配置された**若手・女性技術者の約15%が翌年度も配置**されており、知識・技術の習得の場として活用されつつある。

⇒アンケートによれば、**本支店社や熟練者の助言・サポート**により若手・女性の定着・育成に努めている。

観点②: 若手・女性技術者を配置した施工でも品質確保できているか

⇒熟練技術者と比較しても**工事品質面は確保**されている。

試行結果のまとめ

- 各試行の結果を分析したところ、概ね目的に沿う結果が得られ、工事品質も確保されるなど、有効性を確認。
- 試行件数が少ない等、フォローアップが必要と考えられる評価方法については、引き続き試行を行いながらの検証が必要。

共通の目的のため統合 ⇒ 新規参入促進型
(直轄実績のない企業の新規参入を促す)

地域における社会資本を支える
企業を確保する方式

技術者や技能者
など新たな担い
手の登用を促す
方式

元請企業を評価

下請企業を評価

①チャレンジ型	<ul style="list-style-type: none"> 工事品質は維持しつつ、目的としている新規参入者の継続受注に効果が見られる。 また、受注機会確保・技術者育成の観点から受発注者とも前向き。
②自治体実績評価型	<ul style="list-style-type: none"> 工事品質は維持しつつ、目的としている新規参入者の継続受注に効果が見られる。 また、参加意欲の拡大・技術者育成等の観点から受発注者とも前向き。
③地域防災担い手確保型	<ul style="list-style-type: none"> 工事品質は維持しつつ、防災に関わる取組や実績がある企業の参入機会向上に寄与しており、試行の目的に沿った結果。 受注者からは技術者育成等の観点から前向きな意見あり。
④企業能力評価型	<ul style="list-style-type: none"> 工事品質は維持しつつ、不調不落発生率の低下、手続機関短縮による発注事務負担軽減が見られており、試行の目的に沿った結果。 受発注者とも、負担軽減、柔軟な入札参加が可能となることについて前向き。
⑤地元企業活用審査型	<ul style="list-style-type: none"> 地元企業の活用を図る企業が優位に落札しており、試行の目的に沿った結果。また、試行工事において施工品質が向上する傾向が見られた。 受発注者とも地元企業育成や地域経済活性化の観点から前向き。
⑥特定専門工事審査型	<ul style="list-style-type: none"> 試行工事においては、専門工事業者の活用を図る企業が優位に落札しており、また高い工事品質となっていることが示唆されたが、実施件数が少なく有効性等を判断するには試行数が不足。
⑦登録基幹技能者評価型	<ul style="list-style-type: none"> 登録基幹技能者等の活用を図る企業が優位に落札しており、試行の目的に沿った結果。 工事品質向上に関する現場の意見が多いが、成績評定の観点では試行工事以外と同等程度。 地方においては資格保有者が少ない旨の指摘もあるが、受発注者とも前向き。
⑧若手・女性技術者等活用型	<ul style="list-style-type: none"> 直轄工事に配置された若手／女性技術者が翌年度も配置されており、知識・技術の習得の場として活用されつつあることが確認された。 本支店社や熟練者の助言・サポート等により若手・女性の定着・育成に努めている。

本運用に新たに位置づけ

名称	概要	実施件数 (～R3)	効果	課題	適用の 考え方	実施 地整等
①② 新規参入促進型 (チャレンジ型、自治 体実績評価型等)	○受注企業の固定化防止や新規参入促進 ・直轄の同種工事实績、工事成績、表彰等配 点縮小 ・施工計画、都道府県・政令市での工事成績、 表彰等を加点対象	約5,000件	参入:有 成績:優位な差 なし		難易度標準 担い手確保	10/10

全国的な試行として既に位置づけがあり、継続

名称	概要	実施件数 (～R3)	効果	課題	適用の 考え方	実施 地整等
⑤ 地元企業活用審査 型	○地域に精通し地域経済への貢献度の高い 地元企業の育成 ・地元下請企業や地元資材会社の活用状況を 評価	約350件	参入:有 成績:上昇傾向	企業数少 競争性確 保 試行地整 少ない	難易度標準 担い手確保	4/10
⑥ 特定専門工事審査 型	○難易度が高い専門工事等の円滑かつ確実 な施工 ・工事实績のある専門工事業の下請け活用を 評価	15件	参入:有 成績:同程度～ 上昇	企業数少 競争性確 保 試行地整 少ない	難易度が高 い専門工事	3/10

全国的な試行に新たに位置づけ

名称	概要	実施件数 (～R3)	効果	課題	適用の 考え方	実施 地整等
③ 地域防災担い手確保型等	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に迅速に活動できる企業等の参入促進 ・防災に関する取組状況(災害活動実績、BCP認定、災害協定締結等)を加点 ・災害時に使用できる建設機械保有状況等を加点 	約600件	参入:有 成績:優位な差なし	試行地整 少ない	地域防災 担い手 (企業)確保	3/10
④ 企業能力評価型等	<ul style="list-style-type: none"> ○不調不落の防止、発注事務負担軽減等 ・技術者能力に関する項目を省略 (参加要件として技術者資格を設定) 	約1,000件	不調:減少 成績:低下せず 負担:減少	試行地整 が少ない	不調不落防止 事務負担軽減 難易度標準	2/10
⑦ 登録基幹技能者評価型等	<ul style="list-style-type: none"> ○工事全体の品質確保及び長期的な担い手の確保 ・下請業者における登録基幹技能者、建設マスター、技能士の配置を加点評価 	約5,900件	参入:有 成績:同程度	企業数少 競争性確保	担い手 (技術者)確保	5/10
⑧ 若手女性技術者活用型等	<ul style="list-style-type: none"> ○将来の担い手である技術者の参入促進 ・若手・女性技術者の配置を加点 ・若手等が不利となりやすい成績・表彰等の要件緩和 	約2,600件	参入:有 成績:同程度	本店・ベテラン技術者のサポート 負担有	担い手 (技術者)確保	7/10

【報告事項】

前回ガイドライン改正事項の取組

1. 前回改正(H28)以降に導入済みの評価項目

WLB関連認定制度を活用した評価の実施

○平成30年度から、一般土木A等級等の工事において、**認定制度を活用した評価を全面的に実施。**

○評価方法(段階的選抜方式において評価)

通常

企業の実績・成績等

技術者の実績・成績等



WLB推進企業を加点評価

段階的選抜 評価項目	評価基準
その他	次に掲げるいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業等)※1 ・次世代法に基づく認定(くるみん・プラチナくるみん認定企業)※2 ・若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)※3

※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業(労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。)又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)策定している企業(常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。)をいう。

※2 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

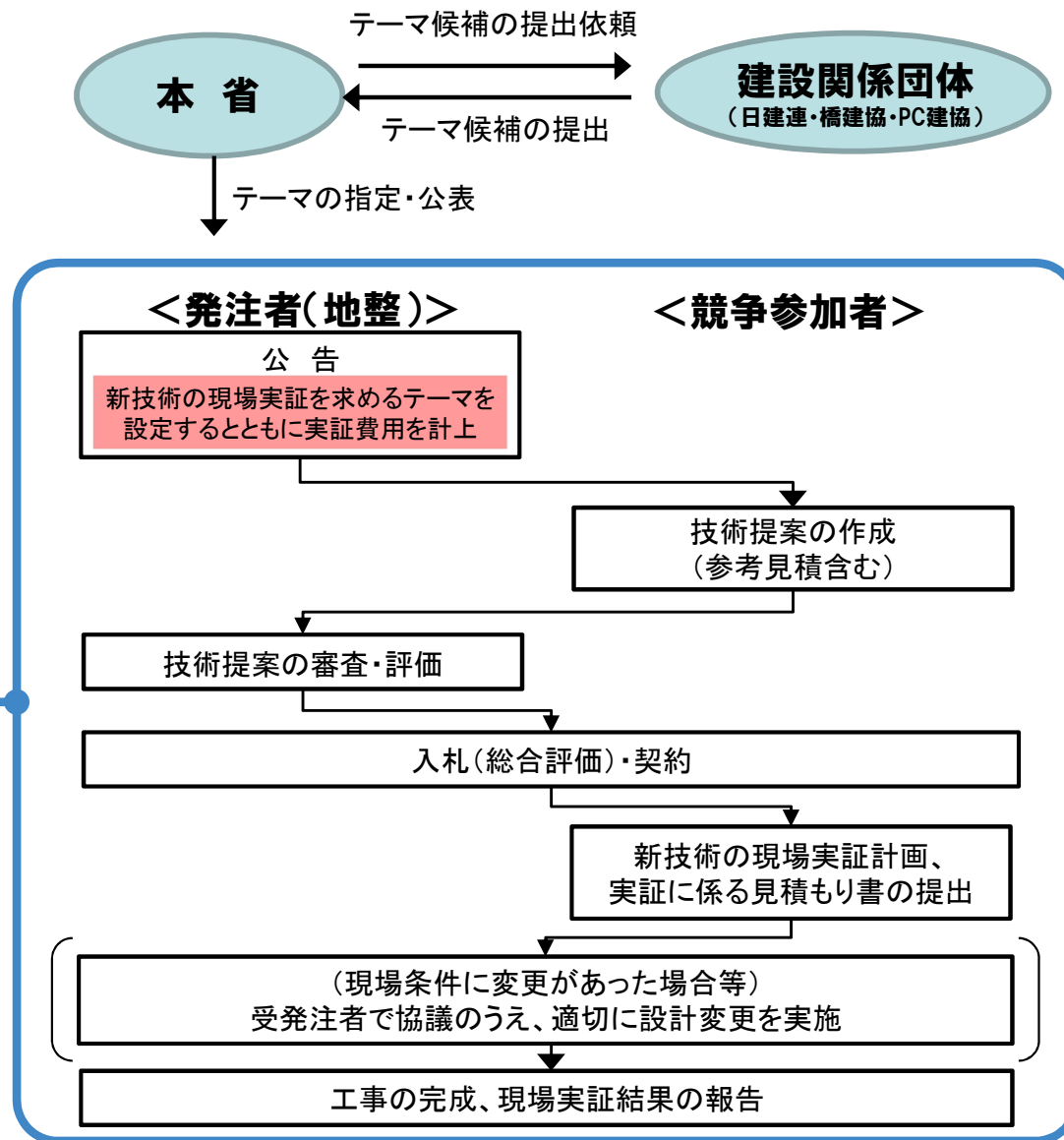
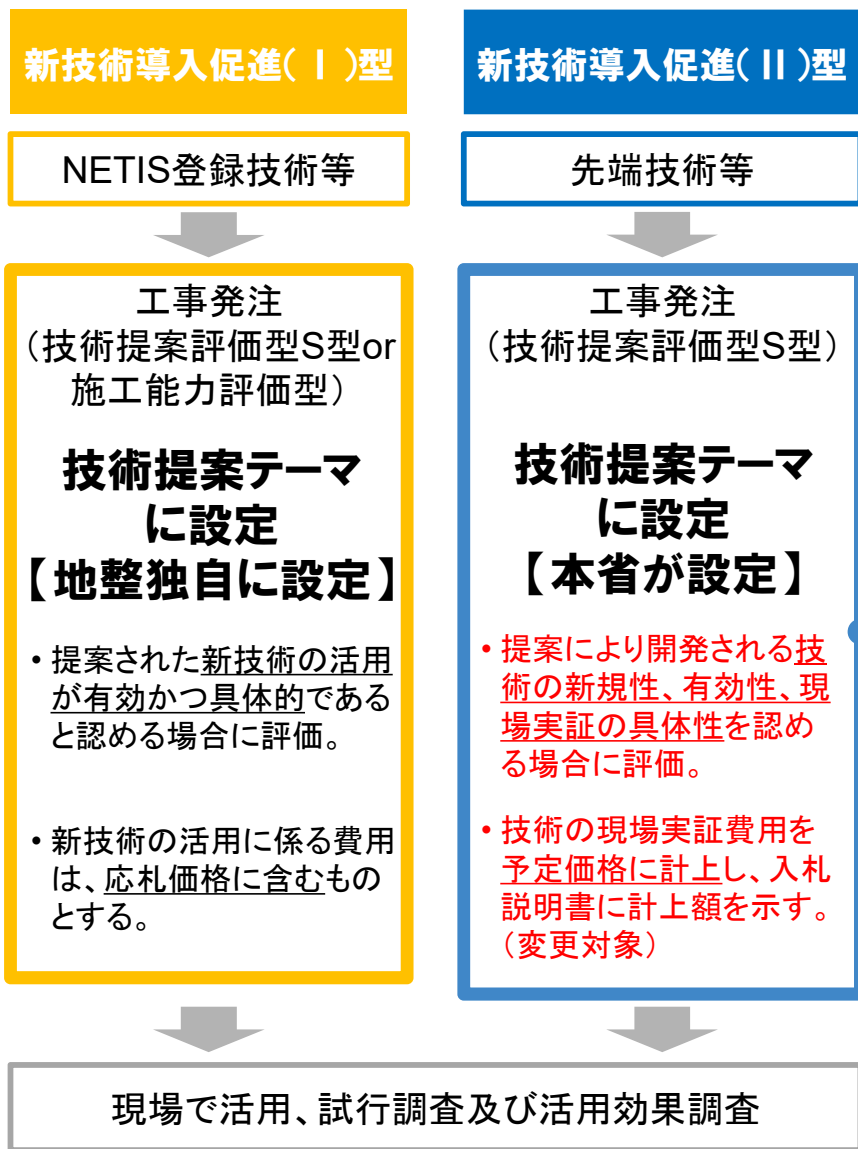
※3 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

新技術導入促進型(H30~)

建設現場での新技術導入を促進するため、平成29年度より、総合評価・新技術導入促進型を実施。

新技術導入促進(Ⅰ)型: NETIS登録技術等の実用段階にある技術を活用する提案を求める

新技術導入促進(Ⅱ)型: 実用段階に達していない技術又は研究開発段階にある技術の検証に関する提案を求める



令和2年度から導入された「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」に基づき認定・表彰された海外での工事・業務の実績について、国内工事等の入札・契約手続きにおいて当該実績を評価できることを明記。

○工事实績
○表彰
において、当該制度により認定・表彰された実績を評価できることを明記

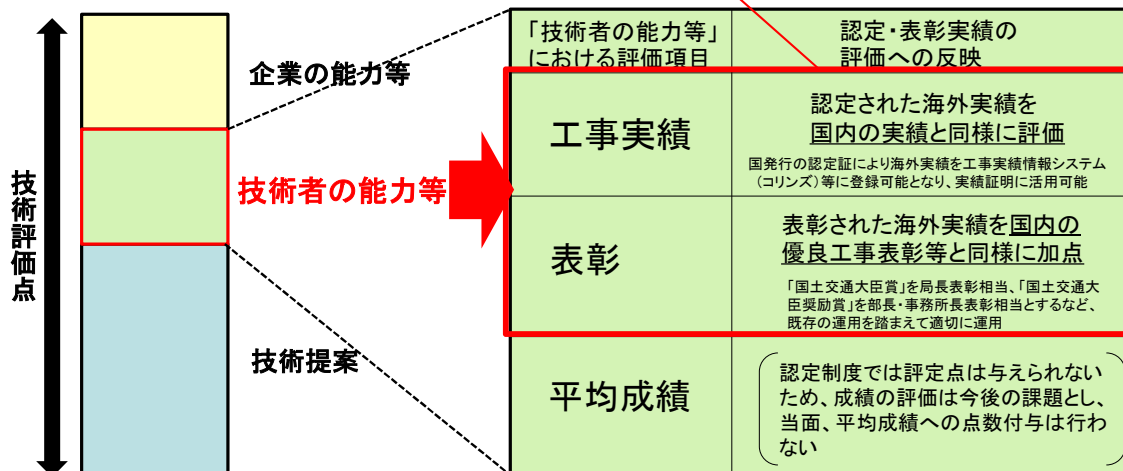
【工事实績に関する記載イメージ】

○同種工事の施工実績

- 「より同種性の高い工事」の同種条件として、工事目的物の具体的な構造形式や工事量、施工条件等を当該工事の特性を踏まえて適切に設定し、競争参加資格としての同種工事よりも優位に評価することを基本とする。
- 複数の同種条件を設定、評価することも可能とする。
- 施工実績が複数ある場合は、件数に応じて優位に評価することも可能とする。
- 過去15年間に於ける元請けとして完成・引渡し完了した要求要件を満たす同種工事（都道府県等の他の発注機関発注の工事を含む）を対象とする。なお、直轄工事においては、工事成績評定点が65点未満の工事は対象外とする。
- CORINS等のデータベース等を活用し、確認・審査する。
- 配置予定技術者の施工実績において工事に従事した立場を考慮する場合には、「監理（主任）技術者」だけを優位に評価するのではなく、必要に応じて「現場代理人」又は「担当技術者」も同等に評価することも可能とする。
- 評価対象期間に従事した海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度による認定を受けている実績の場合も同様とするが、CORINS等への登録が行われていない実績の場合は国土交通省が発行する海外インフラプロジェクト技術者の認定書の写し（以下「認定書」という）を必ず提出すること。ただし、認定書が未達等により提出できない場合は国土交通省が認定対象を当該企業等に通知した文書の写しをもって代えることができる。

■直轄工事等における認定・表彰の評価への活用(イメージ)

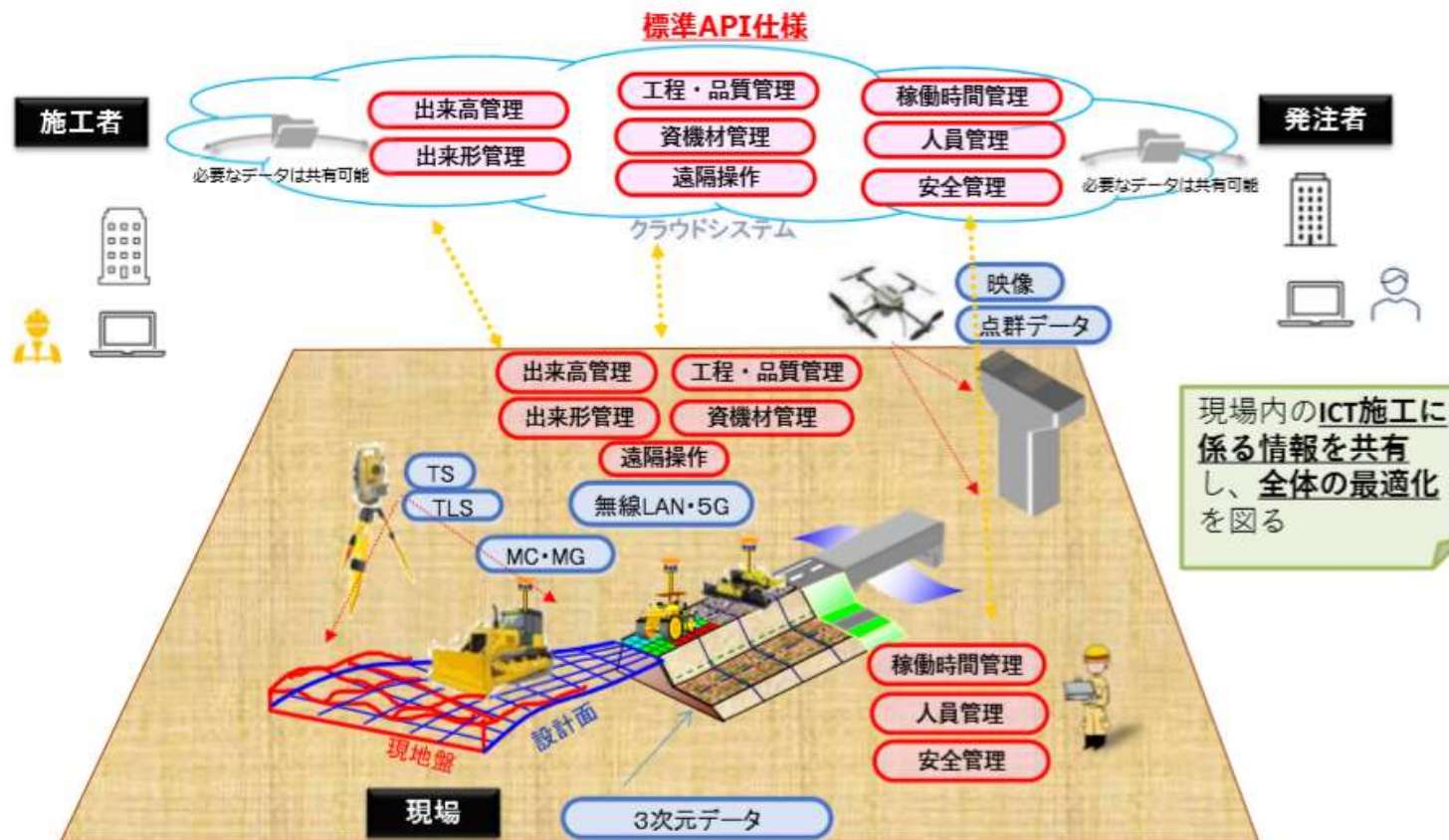
総合評価落札方式における技術評価



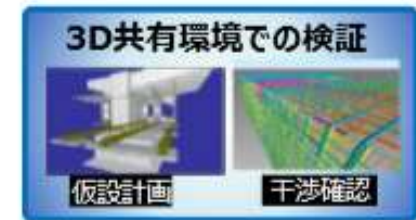
※工事の「技術提案評価型」の場合の例

生産性向上の取組評価の試行(R3～)

- 建設現場の生産性を向上させるi-Constructionの推進に加え、新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換をはじめとした、インフラまわりのデジタル化・スマート化を図るためのインフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション(DX)のより一層の推進が課題。
- こうした状況を踏まえ、国交省の直轄土木工事の入札時の総合評価において、
 - －技術提案評価型(S型)では、ICT活用等による生産性向上の取組に関する技術提案を求める試行
 - －施工能力評価型(I型)では、ICT活用等による生産性向上の取組について施工計画に記載を求める試行を行い、ICT活用等による生産性向上の取組の一層の推進や普及を図る。



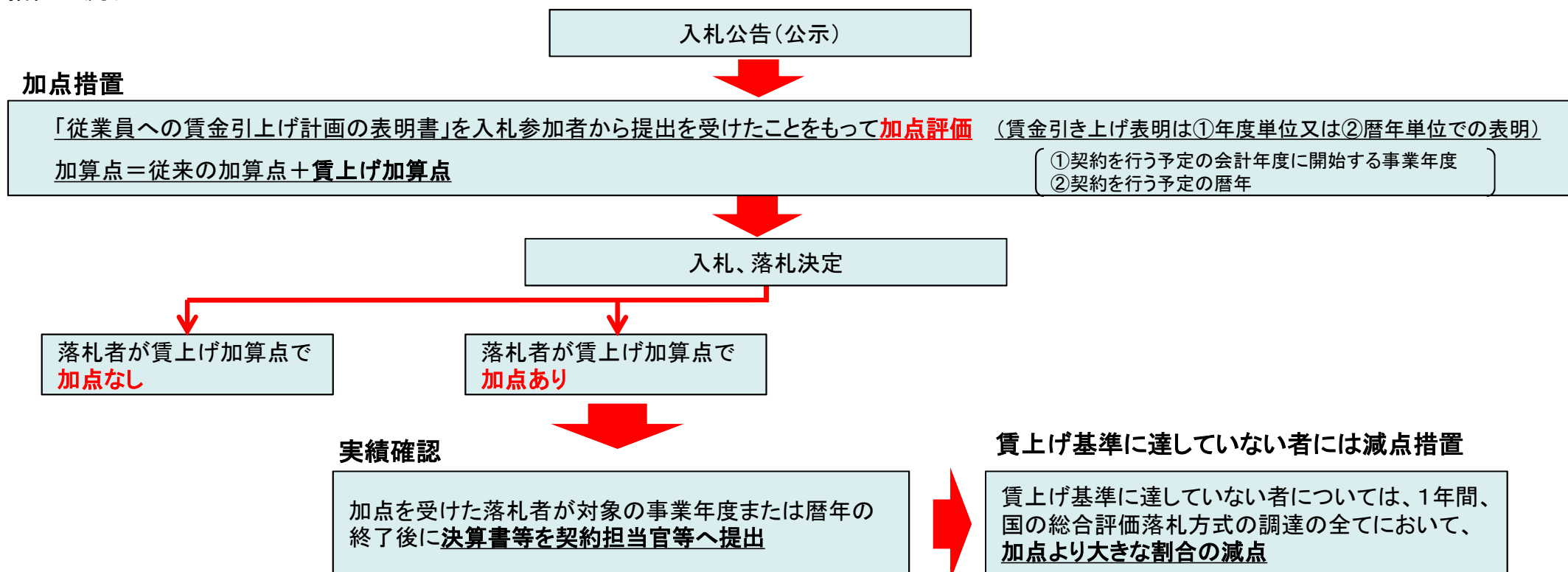
公共事業を「現場・実地」から「非接触・リモート」に転換
 ・発注者・受注者間のやりとりを「非接触・リモート」方式に転換するためのICT環境を整備



「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)及び「緊急提言～未来を切り拓く「新しい資本主義」とその起動に向けて～」(令和3年11月8日新しい資本主義実現会議)において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して評価点又は技術点の加点を行う。

- 適用対象: 令和4年4月1日以降に契約を締結する、総合評価落札方式によるすべての調達。
(取組の通知を行った時点で既に公告を行っている等の事情のあるものはのぞく)
- 加点評価: 事業年度または暦年単位で従業員に対する目標値(大企業:3%、中小企業等:1.5%)以上の賃上げを表明した入札参加者を総合評価において加点。加点を希望する入札参加者は、賃上げを従業員に対して表明した「表明書」を提出。加点割合は5%以上。
- 実績確認等: 加点を受けた企業に対し、事業年度または暦年の終了後、決算書等で達成状況を確認し、未達成の場合はその後の国の調達において、入札時に加点する割合よりも大きく減点。

■措置の流れ



政府全体で進める政策目的等に応じた加点措置

- 【例】 ・賃上げ実施企業への加点
・WLB推進認定企業への加点 等

品確法等の趣旨に即した中長期的な担い手の確保等を目的とした加点措置

- 【例】 ・直轄実績のない担い手の参入を促す方式
・若手や女性技術者の参入を促す方式 等

工事の品質確保を目的とした加点措置

- 【例】 ・企業、技術者の実績評価
・特定専門工事審査型 等

【報告事項】

前回ガイドライン改正事項の取組

2. 評価プロセスの改善

一括審査方式を位置付け

参加資格要件等を共通化できる複数工事の発注が同時期に予定される場合において、競争参加申込者からの技術資料の提出を一つのみとし、技術審査・評価を一括して実施する「**一括審査方式**」を明記。

【一括審査方式（イメージ）】



【ポイント】

- 基本的な考え方
総合評価落札方式における企業の技術力審査・評価を効率化するため、一定の条件を満たす2以上の工事において、提出させる技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとする「一括審査方式」を適用することができる。
- 対象工事の条件
 - ・支出負担行為担当官又は分任支出負担行為担当官が同一である工事
 - ・工事の目的・内容が同種の工事であり、技術力審査・評価の項目が同じ工事
 - ・工事種別や等級区分等が同じ工事
 - ・入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行うこととしている工事
 - ・工事の品質確保又は品質向上を図るために求める施工計画又は技術提案のテーマが同一となる工事
 - ・工事難易度が同じ工事
- 留意事項
 - ・入札公告及び入札説明書の交付は工事ごとに別々に行うこと。
 - ・落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにすること。

テレワークやオンライン会議など、コロナ禍における働き方の変革の進展を踏まえ、また、競争参加者に過度の負担をかけないよう配慮する観点から、ヒアリングは「必要ある場合に実施」するものであることを明記するとともに、インターネット等による開催が可能であることを明確化。

表 2-11 ヒアリングと段階的選抜方式の組合せの考え方

	施工能力評価型		技術提案評価型	
	Ⅱ型	I型	S型	A型
ヒアリング	実施しない	<p><u>配置予定技術者へのヒアリングを実施することで配置予定技術者の管理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する。実施する場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。</u></p> <p>ただし、技術提案評価型A型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない(技術対話)</p>		
段階的選抜方式	実施しない	<p>ヒアリングを行う競争参加者数を絞り込む必要がある場合に実施できる※</p>	<p>技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討する</p>	

質問回答後の日数確保

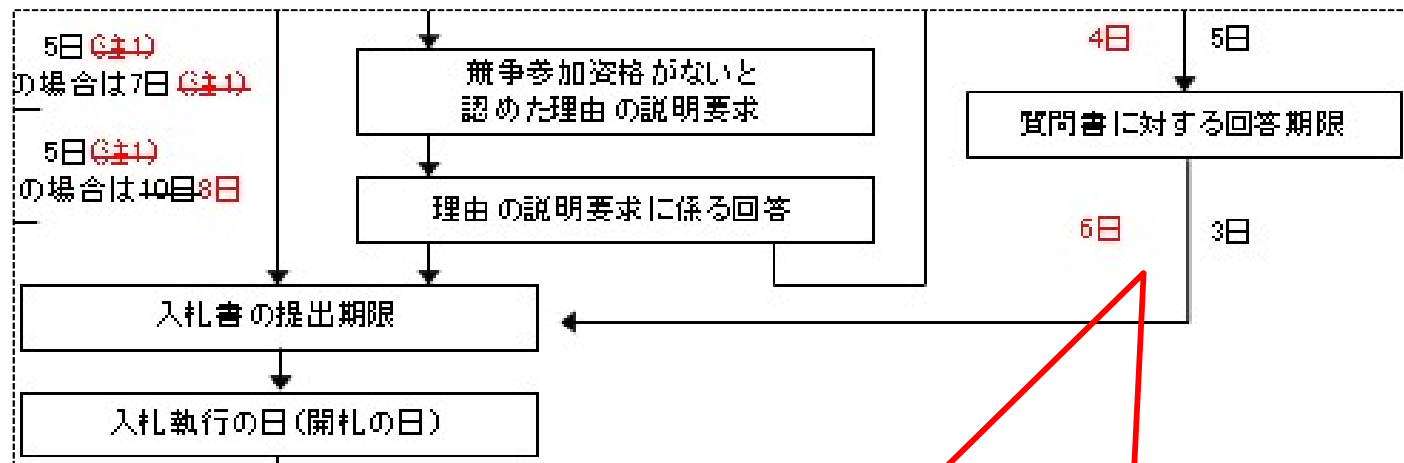
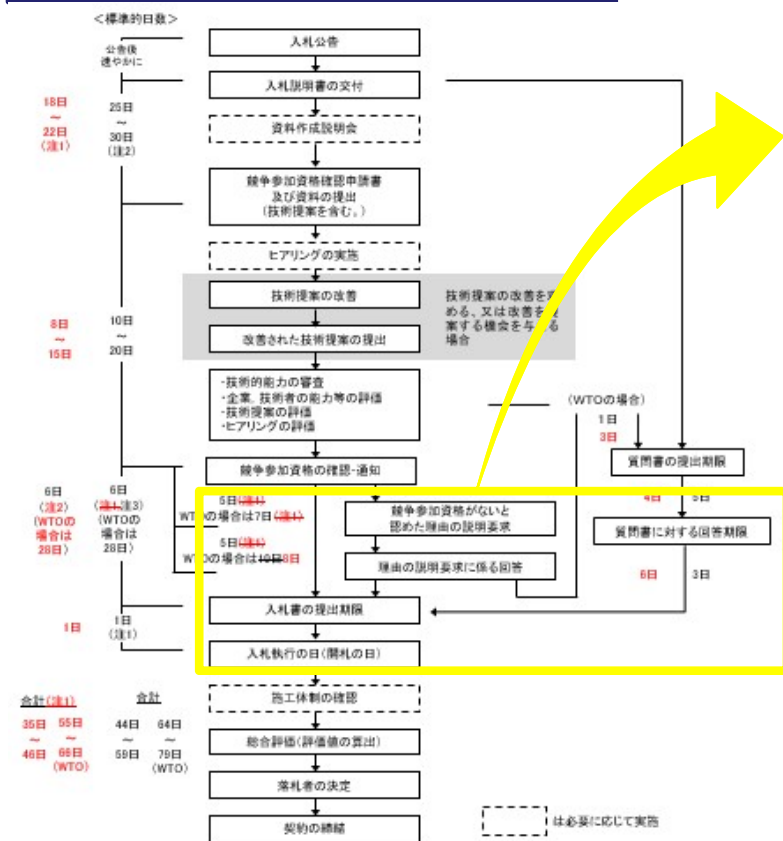
現状

- 技術提案評価型S型における「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数は本省ガイドライン上3日と短い。
- いくつかの地整においては、既に5日程度の日数を確保しているものもあるが、回答を踏まえた資料作成等のため、質問回答から提出期限までの期間を6日確保を求める要望を頂いていた。

対応方針

- 技術提案評価型S型において「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数を6日以上確保。
- 本省ガイドラインにおいて6日確保を明記し、順次地整等の手続にも反映する。
- ※あわせて、本省ガイドラインの手続きフロー上の日数を土日を含まない日数に統一した標記とする。

本省ガイドライン(案) 図2-7



「質問書に対する回答期限⇒入札書の提出期限」の日数を3日から6日へ改める

技術提案評価に係る考え方の明確化

技術提案について、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すとともに、競争参加者に過度の負担をかけないよう配慮するため、以下の見直しを実施。

- 1) 複数提案を評価しない旨について明記
- 2) 過度なコスト負担を要する提案(いわゆる「オーバースペック」)の考え方の明記

2-3-2 技術提案

発注者の意図を明確にし、競争参加者からの的確な技術提案の提出を促すため、入札説明書等の契約図書において施工条件や要求要件(最低限の要求要件、評価する上限がある場合には上限値)の明示の徹底を図る必要がある。技術提案に係る要求要件(最低限の要求要件及び上限値)の設定例を表 2-4及び表2-5に示す。

また、発注者は、技術提案を求める範囲を踏まえ、技術提案書の分量の目安を示すことにより、競争参加者に過度の負担をかけないように努めることとする。

1つの提案項目は、1つの着目対象(〇〇対策、等)に限って設定すること。

複数の着目対象に対する提案技術を1つの項目に記載した場合には、当該提案項目を加点評価対象としない、若しくは最も評価が低い提案に基づいて評価することとする。

なお、過度なコスト負担を要する提案は、優れた提案であっても、**【a】過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない**、**【b】加点対象としない**。

※a:相対評価の場合 b:絶対評価の場合

「過度なコスト負担」の考え方

項目	詳細	例
発注者が示す『要求水準』に対して過剰なもの	管理基準の厳格化、要求水準に対して過剰な材料・配合・数量及び工法	・排水基準(ss・pH)、騒音値等の厳格化 ・高強度材料、重防食等へのグレードアップ ・ボーリング、観測機器、監視員等の追加
提案の履行に要する『費用』が高価なもの	技術的な工夫や配慮(要素技術の活用は可)の域を超える ※積算上、経費として計上すべきもの(技術提案・交渉方式の適用や設計変更が妥当)	
提案の『効果』が十分でないもの	費用(工夫・配慮の手間を含む)に見合った効果(品質確保、生産性向上等)が期待できない ※効果／費用>1で一律評価するのではなく、提案の将来性等を含め、総合的に判断する場合がある	

「国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン」新旧比較

旧ガイドライン(2016.4改正版)	新ガイドライン(改正案)	改正点
1.総合評価落札方式の導入と改善の経緯	1.総合評価落札方式の導入と改善の経緯	改正点 入契GL関係
1-1.意義	1-1.総合評価落札方式の位置付け	
1-2.総合評価落札方式導入と適用拡大に関する具体的な経緯	1-2.意義	
1-3.総合評価落札方式の適用上の課題と抜本の見直し	1-3.総合評価落札方式導入と適用拡大に関する具体的な経緯	
1-4.不正が発生しにくい制度への見直し	1-4.総合評価落札方式の適用上の課題と抜本の見直し	
1-5.更なる検討課題	1-5.不正が発生しにくい制度への見直し	
2.総合評価落札方式の実施手順	2.総合評価落札方式の実施手順	改正点 ヒアリング省略等
2-1.総合評価落札方式のタイプ選定	2-1.総合評価落札方式のタイプ選定	
2-1-1.総合評価落札方式のタイプの概要及び適用の意義	2-1-1.総合評価落札方式のタイプの概要及び適用の意義	
2-1-2.総合評価落札方式適用の概要	2-1-2.総合評価落札方式適用の概要	
2-1-3.総合評価落札方式のタイプ選定の詳細	2-1-3.総合評価落札方式のタイプ選定の詳細	
2-1-4.段階的選抜方式	2-1-4.段階的選抜方式	
	2-1-5.一括審査方式	
2-2.手続フロー	2-2.手続フロー	
2-2-1.施工能力評価型の手続フロー	2-2-1.施工能力評価型の手続フロー	
2-2-2.技術提案評価型S型の手続フロー	2-2-2.技術提案評価型S型の手続フロー	
2-2-3.技術提案評価型A型の手続フロー	2-2-3.技術提案評価型A型の手続フロー	
2-3.入札説明書への記載	2-3.入札説明書への記載	改正点 一括審査追加
2-3-1.総論	2-3-1.総論	
2-3-2.技術提案	2-3-2.技術提案	改正点 日数見直し
2-4.競争参加資格要件と総合評価項目	2-4.競争参加資格要件と総合評価項目	
2-5.技術的能力の審査(競争参加資格の確認)	2-5.技術的能力の審査(競争参加資格の確認)	改正点 オーバースペックの考え方
		改正点 海外技術者追加

総合評価落札方式の運用ガイドライン改正案のポイント(2/2)

旧ガイドライン(2016.4改正版)	新ガイドライン(改正案)	
2-6.総合評価項目の審査・評価	2-6.総合評価項目の審査・評価	改正点 評価項目の 概念整理
2-6-1.評価項目及び配点の基本的な考え方	2-6-1.評価項目及び配点の基本的な考え方	
2-6-2.評価項目及び評価方法	2-6-2.評価項目及び評価方法	
2-7.評価基準及び得点配分の設定例	2-7.評価基準及び得点配分の設定例	改正点 賃上げ追加 WLB認定追加
2-7-1.必須項目の設定例	2-7-1.必須項目の設定例	
2-7-2.施工能力評価型及び技術提案評価型 S型の選択項目の設定例	2-7-2.施工能力評価型及び技術提案評価型 S型の選択項目の設定例	
2-7-3.技術提案評価型A型における評価項目・基準の設定例	2-7-3.技術提案評価型A型における評価項目・基準の設定例	
2-8.技術提案評価型A型におけるその他手続・留意事項	2-8.技術提案評価型A型におけるその他手続・留意事項	
2-8-1.入札説明書の記載事項	2-8-1.入札説明書の記載事項	
2-8-2.技術提案の改善(技術対話)	2-8-2.技術提案の改善(技術対話)	
2-8-3.予定価格の作成	2-8-3.予定価格の作成	
3.総合評価の方法	3.総合評価の方法	
4.総合評価落札方式の結果の公表	4.総合評価落札方式の結果の公表	
5.総合評価落札方式の評価内容の担保	5.総合評価落札方式の評価内容の担保	改正点 試行定義と検証
6.総合評価落札方式の試行等	6.総合評価落札方式の試行等	
	6-1.試行等の検証	
	6-2.全国的な取組としての試行等【検討中】	
6-1.施工体制確認型総合評価落札方式の試行	6-2-1.施工体制確認型総合評価落札方式の試行	
6-2.地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行	6-2-2.地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行	
6-3.特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行	6-2-3.特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行	
6-4.事後審査型入札方式の検討	
	

改正点
全国試行